

決 算 特 別 委 員 会

日 時 令和6年9月17日(木) 午前9時27分  
会 場 本庁舎 第3会議室

委 員 11名  
池 辺 己実夫  
高 嶋 基 樹  
黒 木 のぶ子  
須 藤 京 子  
小 松 崎 伸  
山 本 伸 子  
伊 藤 裕 一  
鈴 木 勝 利  
大 森 和 夫  
塚 原 正 彦  
加 藤 政 之

説明員	市 長	沼 田 和 利
	副 市 長	鷹 羽 伸 一
	教 育 長	川 村 始 子
	市 長 公 室 長	飯 野 喜 行
	経 営 企 画 部 長	糸 賀 修
	総 務 部 長	野 口 克 己
	市 民 部 長	吉 田 茂 男
	保 健 福 祉 部 長	渡 辺 恭 子
	環 境 経 済 部 長	二 野 屏 公 司
	建 設 部 長	長 谷 川 啓 一
	教 育 部 長	小 川 茂 生
	議 会 事 務 局 長	大 里 明 子
	会 計 管 理 者	関 達 彦
	市 長 公 室 次 長 兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
	営 業 戦 略 課 長	池 田 祐 介
	広 報 広 聴 課 長	山 口 功
	経 営 企 画 部 次 長 兼 政 策 企 画 課 長	淀 川 欽 市

財 政 課 長	池 邊 喬 一
デジタル推進課長	大 町 泰 介
総務部次長兼人事課長	石 野 尚 生
総務部次長兼契約検査課長	門 倉 史 明
総 務 課 長	橋 本 円
管 財 課 長	小 林 浩 子
税 務 課 長	晝 田 典 義
収 納 課 長	大和田 伸 一
市民部次長兼市民活動課長	斎 藤 正 浩
総合窓口課長	橋 本 早 苗
地 域 安 全 課 長	齊 藤 孝 順
防 災 課 長	北 澤 徹 生
教育委員会次長兼教育総務課長	吉 田 充 輝
教育委員会次長兼スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
教育施設課長	北 島 道 夫
教育支援課長	柴 山 信 一
生涯学習課長	糸 賀 珠 絵
中央図書館長	山 越 義 弘
保健福祉部次長兼社会福祉課長	石 塚 悟
保健福祉部次長兼医療年金課長	宮 本 史 朗
障がい福祉課長	富 田 香 織
保 育 課 長	児 玉 裕 子
高 齢 福 祉 課 長	久 米 健 一
こども家庭課長	長 江 弘 美
健康づくり推進課長	野 口 信 子
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
未 来 創 造 課 長	椎 名 弘 文
文化財・シャトー活用推進室長	木 本 拳 周
農 業 政 策 課 長	後 藤 勇 雄
環 境 政 策 課 長	飯 島 敦 子
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
都 市 計 画 課 長	飯 島 章 友
空 家 対 策 課 長	柴 田 賢 治
建 築 住 宅 課 長	中 山 晋 一 郎
道 路 整 備 課 長	加 藤 大 典

下水道課長  
監査委員事務局長  
農業委員会事務局長  
庶務議事課長

田 仲 俊 久  
本 多 聡  
榎 本 友好  
飯 田 晴 男

書 記  
書 記  
書 記

滝 本 仁  
椎 名 紗央里  
田 上 洋 子

令和6年第3回牛久市議会定例会決算特別委員会審議日程表

付託案件名 認定第1号 令和5年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について		
月 日 等	部 課 等 名	審 議 項 目
9月17(火) 午前10時～  第3会議室	教育委員会 監査委員・事務局	令和5年度牛久市一般会計歳入歳出決算中 ・教育委員会所管の歳入 ・教育委員会所管の歳出  (令和5年度課別事務事業一覧参照)
	保健福祉部 監査委員・事務局	令和5年度牛久市一般会計歳入歳出決算中 ・保健福祉部所管の歳入 ・保健福祉部所管の歳出  (令和5年度課別事務事業一覧参照)

午前9時57開会

○池辺委員長 須藤委員より遅参の申出がありました。

これより前回に引き続き決算特別委員会を開きます。

これより議事に入ります。認定第1号、令和5年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

まず、教育委員会所管について問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。教育部長。

○小川教育部長 おはようございます。教育委員会、小川でございます。

私からは、教育委員会事務局所管の令和5年度決算の概要について御説明を申し上げます。

令和5年度一般会計歳出決算における教育費につきましては、予算現額5億8,384万5,000円に対しまして支出済額は5億2,885万9,208円となり、執行率は89%となりました。前年度決算と比較いたしますと、約9億7,932万円の増額、対前年比20.09%の増額となりました。これは、小中学校空調更新や中央生涯学習センター改修工事などが減額になった一方で、おくの義務教育学校一体型校舎建設工事の開始、下根中学校長寿命化改修事業の耐力度調査、また、中央図書館エレベーター更新を行ったことなどの大規模事業の増加によるものです。

また、投機的経費以外では、5月より新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、うしく鯉まつりや市民文化祭、牛久シティマラソン等の事業は、ほぼコロナ前の規模で実施することができました。

そのような中で、令和5年度教育委員会所管事業の決算の主な事業でございますが、まず、学校教育関係では、施設面の整備として令和7年4月からの供用開始を目指し、おくの義務教育学校一体型校舎建設工事の整備事業を令和6年度までの継続事業として開始いたしました。

また、冒頭申し上げました空調機の更新を順次実施しております。

学校教育に関する運営面ですが、12月に川村教育長が就任し、新たな教育委員会の体制が整いました。その中で、学習指導要領解説に基づく授業形態について検討が行われ、従来の学びの共同体を中心とした授業形態をアップデートし、発達段階に応じて柔軟な授業形態を加える教育指導方針を決定し、令和5年度においては、その準備段階として議会をはじめ各方面に御説明を申し上げたところでございます。

そのほか新学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程の実現に向けて主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングに関する保護者や地域の皆様の理解や促進を図るために、学校運営協議会の委員の方々に学校の授業の様子を見ていただきながら、今、子供たちがどのような学びを行っているかについて協議し合うなど、引き続きコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組の推進を図っております。

スポーツ関係では、部活動の地域移行を進めるため、令和4年度より県の委託事業としてモデル事業を進めてまいりました。令和8年度から、順次、休日の学校部活動を地域での活動としてできるよう進めております。

また、プロスポーツ団体との連携を深め、市民の皆様にプロスポーツを観戦できる機会の提供を増やしながら子供たちのスポーツ環境を充実するため、スポーツ教室の開催などについてプロスポーツ団体の参加協力を促進いたしました。

今年度、環境経済部に移管された文化財関係では、日本遺産事業として11月に八王子で開かれた日本遺産フェスティバルに参加し、牛久のワイン文化について情報発信したほか、文化芸術課の職員が市内小中学校に対して、総合的な学習の時間等を活用しての牛久シャトーについて学ぶ機会の提供を積極的に実施しております。

以上が令和5年度決算の概要でございますが、詳細につきましては、御質問にお答えする形で各所属課長より説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○池辺委員長** 教育委員会所管について質疑のある方は、御発言をお願いいたします。大森委員。

**○大森委員** おはようございます。大森です。よろしくお願いいたします。

まず、350ページ、0105「奨学金条例に基づき就学を支援する」、816万円。あとは、附属資料の81ページなどで令和5年度の状況は把握できますが、進学を考えている子供たちの将来を閉ざすことのないように、今後、補助金の拡充については検討しているのかどうか。現状ですと、年額一般で12万円、交通費が6万円ということでは、昨今の物価高騰にも追いつきませんし、現状の状況、公立は当然、私立ですと全然足りないという状況になっているんじゃないでしょうか。支援を拡充する。低所得者、特に母子世帯等々、現状でも生活費困窮という状況が続いていると思われまます。物価高騰で政府は賃金が上がっていると言っていますが、関連の保険料等も上がっておりまして、なかなか進学に対するサポートとしては、まだ不十分というところの検討です。

また、推薦状況についても、学校長の推薦と成績優秀という条件が厳しいと考えますが、実際のところ希望するお子さんが全員申請できているのか。また、申請に対して奨学金を受けている子供の数との差はどういうものか、分かるところを教えてください。

**○池辺委員長** 教育委員会次長兼教育総務課長。

**○吉田教育委員会次長兼教育総務課長** 教育総務課吉田です。よろしくお願いいたします。

奨学金につきましては、この奨学金において、当然、学費の全てを賄うというのは、難しいのは重々承知しておりますが、学費の一部といいますか、かかるお金の一部を補助するという考えでおりますので、額的には、これから物価の上昇等がございますが、補助金の額を上げていくという考えは、現在のところはございません。

それから、学校の推薦の関係ですが、当然、学校長の推薦は必要ですが、成績優秀というのは、かつては条件にしておりましたが、現在は成績優秀というのは条件にしておらず、進学の意欲がある者、勉学について意欲的に学習したいという意欲がある方については対象としております。

それから、申請と奨学金の差です。認める認めないということではよろしいのかとは思いますが、こちらは就学援助と同等の、要するに所得が低い方については奨学金を給与すると考えておりまして、一定の所得がある方については、奨学金の対象とはなっておりませんので、そう

いった方で所得が基準よりも満たしている場合には、お断りする場合があります。年間でいうと、二、三名といいますか二、三家庭の方については、お断りしているという状況がございます。

以上です。

○池辺委員長 大森委員。

○大森委員 ありがとうございます。

一部補助という回答でしたけれども、諸般、物価が上がっておりますので、さらなる引上げの検討をお願いいたします。

次に、じゃあ引き続き1件、1件ずつでいいですか。

○池辺委員長 一回に3つまでは大丈夫です。

○大森委員 あと2つ伺います。

まず、352ページ、0111「統合型校務支援システムを運用する」で944万3,000円になっております。昨今、教職員、公務員の働き方改革、時間外労働、人員不足が大分叫ばれております。教職員の時間外勤務の負担軽減につながる具体策について伺います。

もう1件は、356ページ、0106「教育センターきぼうの広場の管理運営する」で2,144万1,000円です。いじめ・不登校対策と連携し、児童・生徒への居場所づくりなどで取り組んできた令和5年度の事業の成果と、不登校でも連携・連絡がつけば出席扱いとなっておりますが、具体的な例があれば教えてください。

以上です。よろしく申し上げます。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課柴山です。よろしく申し上げます。

校務支援システムに関してですけれども、総合型校務支援システムを本市では導入しており、システム導入の効果としては、児童・生徒の成績・出欠情報の一元管理、教職員の日常の業務の効率化、教育委員会とのスムーズな情報共有などが挙げられます。

効率的な事務処理により教職員の負担軽減となることで長時間労働への改善や教職員の生活の質の向上につながり、教材研究の時間や児童・生徒への時間が多く持てることで効果的な教育活動が可能となり、教職員の働き方改革に資するものとなっていると思います。

それから、きぼうの広場についてですけれども、昨年度の実績としましては、教育相談が2,157件、発達検査150件、適応指導教室利用が18件、登校支援19回、その中で適応指導教室に関わった50名の不登校児童・生徒のうち28名の不登校が解消・改善ということで、復帰率56%となっております。よろしく申し上げます。

○池辺委員長 大森委員。

○大森委員 統合型校務システムで事務の効率化や職員の負担が軽減されておるとのことなんですが、令和4年度との比較で超過勤務がどのぐらい減ったとか、そういう数字を持っていれば教えてください。

○池辺委員長 教育委員会次長兼教育総務課長。

○吉田教育委員会次長兼教育総務課長 令和4年から5年につきましては、数字がどのぐらい減

ったというのは、少々お待ちください。

○池辺委員長 大森委員、後ほど書面で数字を出してもらおうという形でよろしいですか。（「はい、了解しました」の声あり）大丈夫ですか。（「ちょっと時間をください。すみません。後で」の声あり）それでよろしく願いいたします。申し訳ございません。

ほかに。伊藤委員。

○伊藤委員 2件ございます。

356ページ、「スクールアシスタントを派遣する」につきまして、近年、増額傾向かと思いますが、その金額の状況、また、かつては牛久市はスクールアシスタントが不足しているとの声も聞きましたが、現在はそのような状況は解消されたのかどうかについて確認をしたいと思います。

また、360ページ、「コミュニティスクールを運用する」につきまして、こちらは、かつて学び合いと並んで牛久市の特徴の一つでございましたが、市長と教育長が替わってもそのコミュニティ・スクールについては、引き続き推進していくということによろしいのか。何か変化があったのかどうかについて確認をしたいと思います。

以上となります。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。

スクールアシスタントについて、金額なんですけど、増額されているかと思えますけれども、そちらについては時給の上昇分となります。

それから、スクールアシスタントの不足というところなんですけど、学校が要望する十分に満足するところまでは、まだ足りていないという状況にあります。その充足率等をこちらで把握しておりますので、今後、そちらを鑑みながら、学校の要望を聞きながらまた検討していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○池辺委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課糸賀でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、学校運営協議会につきましては、学校での様々な課題につきまして地域と共に解決していくツールでありまして、これを設置している学校がいわゆるコミュニティ・スクールという形になります。

方針につきましては、これまでと同様に文部科学省から打ち出されております国の方針であります主体的で対話的な深い学び、この考え方にのっとって進めていく方針でございますので、何ら大きく変わったところはありません。

ただ、加えて申し上げますと、13校それぞれに学校の地域性ですとか特色がありますので、各学校の教諭の方とか地域の方に御無理のない範囲での推進という形で考えておるところでございます。

以上です。

○池辺委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 スクールアシスタントのところにつきまして、時給の増額分とのことでございます。過去と比較しても増額はしていなかったのかどうかについて確認をしたいと思います。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 令和4年度から5年度にかけて増額となっております。それぞれ時給はばらばらなんですけれども、それぞれの時給が上がっているというところでこちらは捉えております。

○池辺委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、人数という部分では、増やしたというわけではなくて、時給が上がった分を増やしたということなのかどうか、確認をしたいと思います。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 人数は人員を増やしたということではなくて、時給が上がったということをお願いします。

○池辺委員長 伊藤委員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。黒木委員。

○黒木委員 お願いいたします。

360ページの0111です。この「いじめ・不登校対策を推進する」ということなんですけど、いじめの件数、小学校では、結構、令和4年、5年と比較しますと、それぞれ学校では対策を練ってはいると思うんですが、令和5年度、ちょっと増えているんです。それと、中学校になると少なくなるというその現象の理由を聞きたいと思います。

それと、同じく関連して、ページ数は違うんですけども一括しての内容になりますので、このいじめに関しての不登校というのが関係してくるのかどうかということ、これも令和4年、5年につきましては、小学校、中学校でも、小学校のときにも不登校は多い、中学校になると約半分になる。その辺の原因というか理由について、数字等は附属資料とかをいろいろ見ているんですけど、その辺の理由はどうしてなのかと、総合的な理由をお聞きしたいと思います。

それと、444ページ、0113「ひたち野うしく小学校プールを開放する」ということで4,300万円の増額になっているんですが、今、下根運動公園のプールが使えないという状況の中で、過日、送迎のバスがのり面にタイヤを乗り上げてけがはなかったということで、メールで読ませていただきましたけれども、子供たちがひたち野うしく小学校のプールを使っているからということで増額になっているのか。市民から言わせると、今まで市民が使えた部分が使えないということも市民から訴えられておりますので、その辺につきまして令和5年度の現況はどのようなになっているのかをお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。お願いします。

いじめの件数ということなんですけれども、小学校で令和4年から令和5年と増えているということなんですけれども、これについてはいじめの認知件数、先生方が子供たちの行動、トラブ

ルということをよく観察していただいて認知件数が増えているということとなっております。

それから、不登校の理由なんですけれども、いじめによる嫌な思いをしたというところで次の日に学校に行きたくないとかそういったことはあるかと思いますが、長期の不登校というところでは、あまりこちらのいじめということではなく、学校で頑張っていたいただいていますので、解決をして登校ができるようになってきているかと思っています。よろしくお願いします。

○池辺委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 スポーツ推進課高橋です。よろしくお願いします。

ひたち野うしく小学校プールの件ですけれども、こちらにつきましては、コロナ禍において閉鎖をさせていただいておりましたが、令和5年度より再開をさせていただいております。

その中で平日につきましては、まずは小学校、中学校、義務教育学校の一部ですけれども、学校の授業に使うということで昼間については優先をさせていただきました。学校の授業がある期間中につきましては、平日の夜3時間のみ一般開放をさせていただきました。それ以外、土日、祝日、これは授業がございませんので、こちらにつきましては一日、朝9時から夜9時まで3部制には分けてはいましたが、全て一般に開放をさせていただきました。

金額につきましては、プールを開放するということになれば、安全管理の観点からも監視員というのが当然必要になってきます。学校授業のときには、基本的には学校の先生に生徒たちは見ていただいておりますのであれですけれども、一般開放となりますとそうはいきませんので、常時、受付、それからプールでの監視員などを含めまして体制をきちんと構築した上で開放しておりましたので、この金額での開放となったということをごさいますて、一般の方が使える時間が短かったというのは、恐らくその学校授業の関係もあったかとは思いますが、ただ、あくまでも学校施設でもありますし、まずは学校の授業を優先させていただいたというところをごさいます。

以上です。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 ただいま御答弁いただきましたけれども、不登校イコールいじめということではなくて、小学校のときに数字が多いということは、あくまでちょっとでも触られていじめとして認定するとか、いじめとするということでの中学校になるとすごく少なくなるという、そういう現象なら決してイコール不登校ということでもないだろうということで、少しの人数は考えられるであろうけれどもという今の御答弁でしたけれども、そのような考えでいいのかどうか、再度確認いたします。

それと、学校のプールです。土日であるということと、使う頻度が高くなると水質の調査もしっかりとやってほしいというそういう声も少しあるので、子供と大人ということ、今回みたいに3連休なんかになったときの開放の時間数とか利用者の人数とか、そういうので次に今回みたいに月曜日、火曜日に使うようになったら、温度の検査だけでなく水質検査も十分にされた形でやっていただきたいと思うんです。

この4,300万円の増額に関しましては、いろんな意味で、今まで随分ちょっとした不祥事みたいなものが多くあったので、これ以上はそういう細かいいろんな教育委員会で出してもらい

たくないというので、万全を期してやっていただければと思います。レジオネラ菌とか、あと、今いろいろそういう水からのO157とかそういうものもありますので、そういうものもしっかりと調査していただければと、これはあくまで両方とも要望ですので答弁は要りません。

もう一ついいか。

○池辺委員長 3つまでは大丈夫なのでもう1つ大丈夫ですけれども、今のは答弁いいんですね。

○黒木委員 もういいです。

もう1つ、384ページ、先ほども下根中学校の長寿命化耐力度調査ということなんですけれども、一応、耐力度調査ということで令和5年度に調査されたその内容はどのような内容なのか。前に下根中学校は耐震をやった記憶があるんですけれども、その辺も含めてどういう長寿命化の内容かお聞きしたいと思います。

○池辺委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 教育施設課北島です。よろしくお願いいたします。

ただいまの「下根中学校を長寿命化改修する」についてお答えいたします。

まず、下根中学校の校舎については耐震性、こちらについては新耐震の基準で建てられておりますので、特に耐震工事というものは行っていない校舎になります。それを前提に下根中学校を長寿命化するというので今現在計画をしているんですが、今回行った耐力度調査というのは、その長寿命化を行うための建物、校舎がどういった状態かと劣化状況を調べるといった調査となっております。主な内容としましては、コンクリートの強度試験だったり、あとは鉄筋の腐食の具合とか、あとは壁の状態、そういったものをいろいろと調査をして、校舎として長寿命化ができるかどうか、ふさわしいかどうか、そういったものを主にして行った調査となっております。

以上です。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 耐震につきましては、従来の昭和54年ぐらいだったらば、学校でも、戸建てのあれに対しても、耐震については大丈夫のようになっているけれども、今回、耐震の実設計をやることにおいて何年ぐらいをこれから長寿命化ということで、今回は下根中学校をそのまま存続させるという意味での長寿命化の実設計になっているのか。その辺の積算というか計算というかができているのであればお聞きしたいと思います。

○池辺委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 まず、耐力度調査の結果を受けて、今、令和6年度と7年度で工事に当たっての実設計を行っている段階になっております。なので具体的などといった工事を行うかというのは、これから検討していく形になるんですが、長寿命化については、前提として30年以上もたせる形ということが文部科学省からも補助要件として示されております。ですので、予定としては30年以上という形で考えております。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、よろしくお願いいたします。

まず、決算書の356ページ、0104の「英語指導助手を派遣する」ということなのですが、認定附属資料の82ページに事業別の実績調査があります。この中の3番、令和5年度英語教育実施状況調査結果に生徒の英語力、中学3年生についてCEFRというんでしょうけれども、CEFRのA1レベル相当と思われる割合が示されております。これは、この表の下の取組の成果に記載されているように、CEFR A1レベル以上（実用英語技能検定3級以上）とあるように、これは、英検3級以上の資格を持っている割合と考えていいのかということをお聞きします。

2つ目は、決算書の382ページ、0101「中学校教育教材を整える」。これは、説明資料の39ページ、不用額が100万円以上の事務事業に係るものですが、この不用額の理由として、各中学校での教材について消耗器材費及び備品購入修繕について見込みより支出が少なかったとあります。これは、この前のページの説明資料の38ページの「小学校教育教材を整える」と同じ理由ですが、小学校と中学校、予算額が違うので単純比較はできないんですけども、小学校の執行率が92.68%であるのに対して中学校は73.44%ということで、20%低いという数字になっています。これは見込みが支出より少なかった、この見込み違いが出てきてしまった理由、それをお聞かせいただきたいと思います。執行率は73.44%なので微妙なところなのですが、予算執行が適切に行われているのかということも御説明いただければと思います。

3つ目に、決算書の384ページ、これは何回か聞いているんですが、0151の「中学校の空調施設を更新する」、認定附属資料の88ページで、事業別実績調査で牛久第一中学校の更新状況はの中で理解できます。牛久市立の小中学校の空調施設の今の更新状況、それから今後の予定についてお聞かせください。

以上3点、お願いいたします。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。お願いします。

まず、英語教育実施状況調査結果というところなんですけれども、その欄にCEFR A1レベル相当以上と思われる割合と表記をいたしました。取組の成果には、CEFR A1レベル以上（実用英語技能検定3級以上）と書いてしまったため、誤解というか分かりにくくなってしまい申し訳ありませんでした。

CEFRとは、外国語の運用能力・習熟度を同一の基準で評価するグローバルスタンダードな指標のことで、実用英語検定の取得級のみを示すものではありません。CEFR A1レベル相当以上と思われる割合とは、実用英語技能検定も含む外部試験受験によるCEFR A1以上の取得の割合と、実際に外部の試験の級、スコア等は取得していないが、それに相当する英語力を有していると英語担当職員が判断する生徒の割合となっております。よろしく申し上げます。

それから、「中学校教育教材を整える」というところなんですけれども、教材予算のうち消耗品や備品購入費は、学校で自由に購入できるよう各学校へ予算を配当しておりますが、各学校で購入した教材等が例年より少なかったことが挙げられます。

また、備品の修繕費についても、同じく学校で対応できるように各学校へ予算を配当しており

ますが、例年よりも備品が壊れることが少なく修繕費がかからなかったということが挙げられます。

「小学校教育教材を整える」と、それから「中学校教育教材を整える」で御指摘があったとおり、執行率が大きく違ってきている要因といたしましては、小学校は教科書の改訂がありまして、指導書の購入費で2,000万円ほど例年より多く執行がありました。中学校費に比べると小学校は約5.6倍となっております。このため「中学校教育教材を整える」事業全体予算のうち、教材消耗品や備品修繕に対する割合が高いことから全体の執行率に表れてきているという状況になっております。よろしく申し上げます。

○池辺委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 教育施設課です。

私から小中学校の空調設備の更新状況と今後の計画についてお答えいたします。

現在、室内機652台を更新していく計画を持っておりまして、令和2年度から計画を基に工事をしてまいりましたが、今行っている向台小学校と中根小学校の工事を含めると、これまでの5年間で325台の室内機を更新している形です。残り327台、約半分を更新する計画がございりますが、工事を進める上では予算を平準化していくということが必要になってきますので、今後も同じような期間で国庫補助制度を活用しながら更新を順次していきたいと考えております。

以上です。

○池辺委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 英語の教育実施状況調査結果のCEFR A1レベル相当ということについて、そうした英検も含めて資格がなくても英語担当職員が把握したものというお答えだったんですけれども、これは、何か具体的な指標を持って判断されているのかどうか、よく分からないです。英検3級という明確な資格があれば客観的な判断ができるんでしょうけれども、そうした資格がなくてもこれをCEFR A1レベルと考えているその根拠がよく分からないので、それも御説明できる範囲で説明していただければと思います。

それから、もし分かればでよろしいんですが、今、市内の小中学校、英検3級、2級、準2級、1級、それぞれの資格取得状況が分かれば、今分からなければ後ほど結構ですので教えていただければと思います。

以上でございます。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。

指標というところなんですけれども、CEFRとその他の各試験であるとか検定試験との対照表というのもありまして、そちらが大本になるかと考えます。それから、英検の取得状況なんですけれども、申し訳ありません、今、資料が手元にございませんで、後ほどということでもよろしく願いいたします。

○池辺委員長 続きまして、山本委員。

○山本委員 山本です。よろしく願いいたします。

私は、じゃあ部活動2点、あと、ひたち野うしく小学校プールの件でお伺いしたいと思います。

362ページの「部活動指導員を派遣する」です。これは平日になると思うんですけども、令和5年度の予算委員会の折には、令和5年度は派遣する学校や部活動を拡大していくというお話だったんですが、令和5年度は、その辺はどうなったかというところをお伺いしたいと思います。

それから、444ページの「運動部活動の地域移行を推進する」。これは休日になると思うんですけども、これも令和5年度はどのような広がりを持って展開されたのかというところ、今回の一般質問の御答弁の中で、当初、募集予定の人数に満たずに実施回数が減ったということが述べられていたかと思うんですけども、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

それから、先ほども出ました444ページ、「ひたち野うしく小学校プールを開放する」のところです。予算のときは1,700万円の負担金が上がっていたんですけども、決算金額が237万円と低くなっているわけです。学校の授業が優先だというお話は先ほどもされてはいたんですけども、今、学校のプールはどれぐらい利用されて、年間10日でしたっけ、そういう基準があるというのは前に伺ったことがあるんですけども、それが年間通して学校が活用しているのか。そこら辺が、この前、下根中学校のお母様に聞いたときに、ほとんど入っていないなんていうことをおっしゃっている保護者の方もいらっしゃったので、本当にその時間数が獲得されていて、それで平日は6時から9時、たった3時間しか利用できないということになっているのか。どうしても一般の方は、6時、9時ではなかなか難しいです。私もその声は聞いています。なので、やはりここの利用を増やしていくというためには、この時間を何とかもう少し広げるしかないのかなという気がするんですけども、その辺、学校の利用がどうなっているのかというところですか。

今回、資料で今年度は利用人数が6,821人、利用日数が215日ということだったんですが、この人数というのは、令和4年度と比べてどうなのかというところをお伺いしたいと思います。

その3つです。お願いします。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。お願いします。

部活動指導員の派遣拡充ということについてなんですけれども、令和4年度までは3校へ5名の指導員の派遣ということでしたが、令和5年度については、2校、それから2人増えまして、5校7名ということで拡充はされております。

以上です。

○池辺委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 私からひたち野うしく小学校のプールの件についてお答えいたします。

当初予算の負担金につきましては、当初、学校の授業というのが5月の連休明けから11月ぐらいいまでで終了するという想定の下、それ以降につきましては一般利用、それから、できること

であれば教室というのも一度考えました。当然、教室となると3か月なり2か月なりで、じゃあそれに対して月幾らということで設定はしたんですけども、実際には9月の半ばにろ過機の故障がございまして、実質、そこから2か月間、プールの利用が止まりました。その分、学校の授業も後ろにずれ込みまして、日中の利用、そちらについて1月まで食い込んでしまったというものがございました。

学校につきましては、基本的に支援課とうちと業者と、あとは各学校の水泳を担当する先生と調整等をいたしまして、市内の中学校全てとひたち野うしく小学校、岡田小学校、あとはおくの義務教育学校、そちらが代わる代わる昼間は使っていたという状況になっております。

結果的にそういった事情もございまして、教室の開催も、当然、昼間、本来であれば冬場から春先にかけてそういったものができればということで検討はしていたんですけども、なかなかその部分ができなかったということで大きく歳入が下がっている。

あとは、当初考えていたほど一般の利用の方というのも、場所も場所というのがあるのかもしれないんですけども、こちらが、今、午前、午後、夜間と3枠に分けているんですけども、40名前後は来ていただけるかと思っていたところなんですけれども、実際には20名を下回るほどのほうが多かったと。場合によっては1桁しか来なかったということもございまして、そういった部分でここは我々の見込みが甘かったと、そこは素直に認めざるを得ないかと考えております。

あと、地域移行の部分だったかと思えます。地域移行につきましては、スポーツ推進課でやっている444ページの部分につきましては、委員おっしゃるとおり休日の部分になります。こちらにつきましては、令和4年度から5年度にかけて種目を増やしたかと言われますと、令和5年度につきましては、種目はそのまま3種目で行いました。野球とサッカーと女子バレーの3種目で行いました。実際のところは、中学校の総合体育大会のことも考えますと、あまり指導者がころころ変わってしまうのはよろしくないという、平日も今普通に部活動が動いておりますので、その顧問の先生との関係性ですとかそういった部分もありましたので、中学校の総体が終わる時期を待って、基本的には1・2年生を対象に令和5年度は行っております。基本的には月に3回で月額1,000円で行わせていただいております。

当初、募集予定の人数が集まらなかったという部分なんですけれども、こちらにつきましては、当初、我々としては、土曜日にそういった形で先生の負担を減らしたいということでこのモデルを受けてやっているところなんですけれども、なかなか学校との調整というのがうまくつかない部分もありまして、学校で部活動を土曜日にやるとなると、どうしてもそちらに参加するお子さんが多くてモデル事業のほうに来ないといえますか、できないというのが実際のところなんです。というのは、今、土曜日と日曜日、どちらかはお休みをしなければいけないんです。片方に部活動が入ってしまうとモデル事業ができなくなってしまう。あくまでも地域のクラブということで民間のクラブのように思われるんですけども、一応県からは、そこも考慮した上であまり活動させ過ぎないようにということの指導も入っておりますので、そういった部分でなかなか人が集まらない、実施ができないということもありました。当初、人数的には、できれば、野球だったら野

球の学校の部活動に加盟している全員、サッカーだったらサッカー、バレーボールならバレーボールというところで思っていたんですけども、実際には、野球、サッカー、バレーボールそれぞれに加盟している約3割程度の生徒の参加にとどまったというところでしたので、人数が集まらない回というのもございました。なので、今回、当初、理由として書かせていただいたのはそういった部分になります。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

じゃあ部活動指導員なんですけれども、2校増えて、今、5校7名で行っているということなんですが、この指導員の方はどういう資格を持った方なのかというところをお伺いしたいと思います。

あと、今、5校はどこの学校になっているのかということと、あと部活の内容、指導回数などを教えていただきたいのと、あと、指導員の謝礼の金額というのがどうなっているのかです。これによって教員への負担が、どれほど軽減の効果があつたのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、部活動地域移行ですけれども、すみません、この業務の委託先をお尋ねしたいと思います。

予算委員会のときには、指導者についてはなかなか少ないこと、その人材確保が困難であるというのが課題として上がっていたと思います。その指導者については、スポーツ協会の公認スポーツ指導者などの有資格者のほか、県の指導者講習会の受講者が指導に当たることが可能とあるんですけれども、こういう人材不足に対してどういう働きかけを令和5年度はされたのかというところをお伺いしたいと思います。

そして、ひたち野うしく小学校プールです。結局4,200万円ですか、管理運営にかかっている、決算で入ってきているのは237万円、人数が少なくとも維持費がかかるというところでは、大変なところがあると思うんですけれども、この水泳教室というのを要望する声を私も聞いています。定期的な利用になりますし、令和6年度はまだ無理でしたけれども、今後、そういうところを考えていくことがあるのかというところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 お願いします。

まず、指導員なんですけれども、学校名とそれから部活動を申し上げますと、牛久第一中学校中で合唱部、牛久第三中学校で柔道部、下根中学校が男女バスケットボール部、それからひたち野うしく中学校で女子バレー部、おくの義務教育学校で女子テニス部ということになっております。

時間なんですけれども、その部活によって様々で、これは負担軽減にも関わってくるかとは思いますが、例えば部活動指導員が主顧問になり、教員は主顧問がいないうちに指導に当たるで

あるとか、部活動指導員が休日の指導に当たり教員は平日のみ指導するであるとか、または、その教員が種目専門でやってきていないといったことから部活動指導の技術指導に当たるといった負担軽減が考えられます。

それから、指導員の報酬なんですけれども、時給が1,440円、それプラス交通費となっております。

以上です。

○池辺委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

令和5年度について、指導者確保についてというところだったんですけれども、基本的には委託先が市内のNPO法人ミラクルスポーツ・キングダムに、令和4年度に引き続きお願いをいたしました。令和4年度に一度やっていただいたことで、どういった指導者が必要かというところは重々分かっていた上で、それに合う指導者を準備していただきましてというところで行っております。

ただ、その中、どこの出身とかというところは、そこまでは申し訳ございません、現時点ではあれなんですけれども、一応スクールコーチの経験をしたことがあるとか、あとは、その中学校を卒業した子供といいますか、もう大人の方なんですけれども、そういった方というのがそのネットワークの中にいるということを知っておりましたので、その種目をやっていた方、そういった方に入っていたかということ、ほとんどの方がそういったコーチの経験を持っている方をそろえていただきました。

ただ、あとはスポーツ協会、バレーボールにつきましては、スポーツ少年団のバレーボールの団体があるんですけれども、そちらでスタートコーチというコーチ資格を持っている方、その方に女子バレーはお願いをいたしました。これは、国の公認の資格指導者の資格になりますので、そちらを持っている方をお願いをしたところでございます。

今後、この指導者確保については、今年も、今、バドミントンを含めて4種目で行っているんですけれども、そちらにつきましても、バドミントンは市内の団体をお願いをしております、それ以外はまた同じようをお願いしておりますが、全くの未経験者ではなくてそういったコーチ経験のある方をきちんとそろえていただいた上で指導をしてもらうということで行っております。

今後につきましては、今、茨城県で人材バンクというのがもう出来上がっております。市内の方も7名、8名、種目は様々なんですけれども登録していただいている方がおりますので、種目に応じてなんですけれども、そういった方々とのマッチングを県にもお願いをした上で指導者を派遣できる体制を、令和8年度以降、できるように検討していきたいと現時点では考えております。

ひたち野うしく小学校での水泳教室なんですけれども、どうしても水泳教室をやるということになれば、ある一定時間に関しましては、その場所を占有する形にはなってしまうんですけれども、実際、コロナ前は様々な教室を行っていたということもございます。ですので、できない話ではないとは思っております。ただ、学校の授業というのが、今は昼間、丸々押さえてしまっ

いるんですけれども、プール授業も再開いたしまして、実際には2時ぐらいまでしか使わないとかということになれば、その後、今は6時からしか開けていませんけれども、その前の時間帯、4時とかそういった時間帯が使えるということも検証した上で、そういったものを予算化した上ではなりませんけれども、広げていける形を取らなければいけないかと思っております。

水泳教室に関しては以上になります。

○池辺委員長 ほかに。須藤委員。

○須藤委員 それでは、3点質問させていただきます。

先ほども出ておりましたが、356ページの「英語指導助手を派遣する」というところで、これは関連ということで、360ページに「おくの義務教育学校で特色ある教育活動を推進する」ということで、こちらにも英語指導が入っております。ALTの派遣は各学校、そして、ここの中にもおくの義務教育学校は入っているんだろと思いますが、おくの義務教育学校でのこの特出しの部分のどういう事業的な取組がなされているのかというところで、あと、その業務の委託先になりますか、これが同一で同じような先生が重ねておくの義務教育学校でもやっているということになっているのか、その辺を確認したいと思います。

それから、これは、これまでの英語教育の日本人がしゃべれないということで始まっていると記憶をしていますが、このALT派遣をすることによって得られたメリットということが先ほどの鈴木委員の話の中にもあったと思いますが、その辺がどうなのか。いわゆる学力との問題でいうとどういうことに、そこまでの指導というか、そこにもつながっていくものなのかということ、それから、あと、学力の面でいいますと、一般質問のときに市長が、実は各学校でかなり格差があるんだという実態をお話しされていたんですが、そうした学力の面での各校の差に対しては、埋めるようなことがこの中でもなされているのかということについて、まず1点です。

それから、あと、408ページのところの「放課後カップ塾を運営する」というところで、これは決算資料の中でも開催回数の減、執行率が低いということが載っておりましたが、特に伺いたいのがこの回数減になった理由と、それから、あと、決算認定附属資料の中の94ページに参加者実績が載っているんですけれども、登録状況、対象者に対して登録率というのが1桁という状況の中で、この状況はどう見ているのか。こんなものなのか、それとも、もっと本来は活用していただける取組がなされるべきものなのか。その点についてのお考えを伺いたいと思います。

それから、もう一点が、440ページの「市の目指すスポーツ振興を推進する」というところでございまして、これは、日ハムとの連携等が行われているんだとは思いますが、これの負担金等、それから実際のイベント時、その開催の経費との関係性でいうとどうなのかというところを伺いたいと思います。

それと、何というんでしょう、444ページのスポーツイベントの中のうしくっ子体力向上プロジェクト実行委員会補助金というのが、これがあって今年もやられているわけですが、この関係性というのか、日ハムの人にもここに協力して下さっているのが広報にあったかと思うんですが、そこがどう呼応し合っているのかコラボレーションできているとか、そういうことがあればお示しをいただきたいと思います。ごめんなさい。440ページの「市の目指すスポ

ーツ振興を推進する」の中の18負担金の中のスポーツによる地域創生産学官連携プラットフォームです。その補助金のことをごさいますて、これが日ハムとの関係だと思うので、それだと、さっきのうしくつ子と関係があるのかということをごさいますて、以上3点です。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。

A L Tに関してなんですけれども、各校1名ずつプラス、おくの義務教育学校は特色ということで1人多くついております。

その委託先なんですけれども、同一でハートコーポレーションに現在なっております。

メリットとしては、おくの義務教育学校が2名配置ということで本物の英語に触れる機会というのも多いですし、もちろんクラスを半分に分けてみる、または1クラスを2人で見るといったところで多く言語活動もできるというメリットがあるかと考えます。

それから、各校の学力の格差というところなんです、英語に限らずほかの教科においても、狙いを達成するために狙いを明確にした課題であるとか、または、1時間の授業の中で学んだことをちゃんと個に戻すというか、自分に返すまとめや振り返りというところを徹底するというところで教育支援課から各学校にはお願いしていますので、そういったところで学力の向上というところを図っております。

以上です。

○池辺委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課です。よろしくお願ひします。

放課後カップ塾について、2点、ありがとうございます。

まず、1点目なんですけれども、特に減った理由のほとんどのものが、学校の行事などにより突然教室が使えなくなってしまったということだったりだと早帰り、働き方改革もあるんでしょうけれども、ほとんどが学校の行事の都合により特別教室が使えない、早帰りで今日は全部帰らせてしまったので児童はいませんということで減ったものがほとんどです。これも15回分とあるんですけれども、13校で15回なのでそんなに多くはないかと認識しております。

続きまして、登録率になります。これは、先ほど申し上げました減った理由とも大きく関連しているんですけれども、今、放課後カップ塾は、学校の空き教室・特別教室を借りて、学校の先生方の負担にならないように鍵を指導員が借りに行っていくという形でやったり、施錠なんかは先生にやっていただいているんですが、そうやっているんですけれども、例えば学校によっては、これから放課後カップ塾が始まりますと曜日を放送して下さっている学校なんかもあるんです。それは、担当の教頭先生ですとか教務室の先生の心一つだと思えるんですけれども、一方で、牛久に初めて赴任してきた先生は、当然この放課後カップ塾の存在を知らないの、私たちのPRも足りないんですけれども、その連携が足りないんじゃないかという声も今担当から上がっております、指導員も一生懸命やってくれていますから、学校の働き方改革の御負担にならない範囲でさらに連携を密にすることで、これからは登録率も上がるでしょうし、また、PRをして、今日は放課後カップ塾がやっていますというのを学校から発信していただく、それで登録率も上が

っていくものと思われまますので、引き続き考慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○池辺委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 私からスポーツによる地方創生産学官連携プラットフォームの補助金と、その後にありますスポーツイベントを支援する、こちらの関係性といえますか、あれなんですけれども、このプラットフォーム、こちら現在は県南西5市によって構成されております。

このプラットフォームにつきましては、基本的には各市それぞれ持っている悩みとか、そういったものを各市で共有しながら解決策というのをみんなで導いていこうということでやらせていただいております。その中には、5市だけではなくて筑波大学の先生にも入っていただきましていろいろとアドバイスをいただいているところです。

このプラットフォームと日本ハムファイターズにつきましては、令和4年度だったかと思うんですけれども協定を結ばせていただきました。それによって日ハムの持っている様々な知見等も、このスポーツを通じてになりますけれども、県南西地区に落とし込んでいこうということで協定を結ばせてもらっています。

実際にスポーツイベントとして、皆さん御存じだとは思いますがイースタン・リーグの開催がございます。こちらについての経費は本来であれば数百万円かかるものなんですけれども、こちらにつきましては、その協定に基づいて、茨城シリーズということで、日ハムの御好意によってほとんど経費がかかっていない状態。現状、我々のほうでは若干テントの設営ですとか、あとは駐車場の警備ですとか、そういったところでの負担はさせていただく部分が若干あるんですけれども、ほとんど日ハムで見いただいている状況になっています。

うしくっ子の体力向上プロジェクト実行委員会への補助金につきましては、こちらは子供たちの体力低下の問題がございますので、そこを何とかしたいということでやらせていただいております。この実行委員会でやっているこのプログラムなんですけれども、このプラットフォームに入っている筑波大学の先生にそういったプログラムを監修していただきまして、そのプログラムを持ってきているところです。内容的に日ハムのコーチであったり、これは日ハムだけではなくて、逆に先生の人脈といえますか、そういったものもフルに活用させていただいて、アメリカンフットボールであったり、テニス協会であったり、いろんなところの方を招いて子供たちに面白おかしくといえますか、楽しみながらできるプログラムとして開催をさせていただいているところになっております。ですので、日ハムとの関係という面では、このプロジェクトの実行委員会も多少なりとも絡んでおりますけれども、この教室に対して何か日ハムにやっているというわけではなくて、筑波大学の先生を介して協力関係を結ばせていただいているという状況になっております。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 そうしますと、英語指導助手ですけれども、この問題一つで各校の学力格差、突破口というわけじゃないんですけれども、各校に置かれていると、先生の授業だけではなく、ほか

の部分でもそれをどう具体的に支援していくのかというと、こういうふうに英語指導助手、プラスアルファで派遣される先生方、これは、ネイティブの方で英語の発音を聞くとかそういう部分になっていて、学力とは直接的な関係はないのかも分かんないんですが、各校別の1人配置というのを、実情に合わせて配置を変えていくという具体的なことが可能なかどうかということについて伺いたいと思います。

それから、放課後カップ塾ですけれども、学校の先生方の働き方改革の影響がここにある、そこに思い至らなかったものですから、この放課後カップ塾の牛久の取組のすばらしさというのを考えてみますと、もっと登録率が上がって、かつ何というんだらう、児童の皆さんがここを活用して自分が足りないところの勉強をやっていくとかというのが必要だと思うので、その辺の周知拡大というのを、これは教育委員会として各校に訴えていくことというのできるのかどうかを再度伺いたいと思います。

それから、あと、スポーツ推進課ですけれども、そのプラットフォームの件は分かりました。私が誤解していた部分があるのかと。その産学官の取組が功を奏しながらいろいろなものに、具体的なスポーツの振興に寄与しているんだというところを今の御答弁で理解をいたしました。

それで、このうしくっ子の体力向上プロジェクトは、去年も今年も投げるというところから始まっているわけですけれども、その取組の面白さというのはなるほどと思ったんですが、この投げるに特化した次の展開とか、体力向上という意味ではいろんなことがあるのかもしれないんですが、しばらくこうしたものに継続されていくのか、また新たな展開というものも模索されるのか、その点だけ確認したいと思います。

以上です。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。

すみません。先ほどの各校1人というのが誤解というか、それを生んでしまったかと思うんですけれども、必ずその学校学校、各校にはALTが行きます。ただ、クラス数、それから英語の授業時間数によっては学校を掛け持ちする、そういったALTもいますので、その点はうまくバランスが取れているかと考えます。

以上です。

○池辺委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 再度の御質問にお答えいたします。

周知と拡大を教育委員会として訴えることはできるかとあるんですが、まず一つ、先ほどの質問に登録率だけじゃないんだというところを併せてお伝えしたいんですけれども、登録率のほかには、登録していなくても、当日来ても、もちろん学習の場の提供ですから子供たちは放課後カップ塾で自分の学習を深めることができます。それから人数だけ見ますと、令和3年はコロナがあったんですけれども、大体4,600人ぐらいの延べ参加人数がありましたのが、令和4年は4,600人からもう5,700人まで延べ参加人数が1,000人も、リピーターが多いということです。それから、令和5年につきましては、6,800人の子供たちがリピーターして延べ参加

してくださっているということで、数的には、もうこの登録者数だけではないということ、すみません、最初に加えさせてください。

そして、周知と拡大なんですけれども、もちろん放課後カップ、土曜カップにつきまして年に数回、保護者向けにチラシをやっているんですけれども、それだけではなくて、先ほど須藤委員がおっしゃったように支援課ともうまく連携しながら、牛久に初めて来てくださった先生方が、この牛久独自の取組である放課後カップ塾ですとか土曜カップ塾に対してきちんと理解していただいて、そして、じゃあ私たちも一緒にこんなすばらしい取組だから子供たちに知らせようというお気持ちになってくださる方策をいろいろ考えてまいりたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

今回、投げるということに特化してやらせていただきました。これは北海道日本ハムファイターズとの関連もございましたので、やはりまずそこであるところがあります。このといいますか、子供たちに身につけておいてほしい動作というのは、投げることだけではなくて当然走ることであったり泳ぐことも、先ほど来、水泳教室の話もありますけれども、泳ぐことであったり蹴ることであったりそういった部分はございますので、今は、まずこの野球というものを通して投げるというところでやらせていただいています、それ以外にも牛久市として協定を結ばせていただいているのは日本ハムファイターズだけ、牛久市とは違いますけれども、鹿島アントラーズもしかり、茨城ロボッツもしかり、ありますので、そういったところと連携しながら違う展開というのも今後は考えていくべきだとは考えております。

以上です。

○池辺委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時16分休憩

---

午前11時25分開議

○池辺委員長 それでは再開いたします。

質疑のある方はお願いいたします。塚原委員。

○塚原委員 それでは、3点質問させていただきます。

まず、先ほども出たんですが、コミュニティ・スクールの運営なんですけれども、コミュニティ・スクール、学校運営協議会だと思んですが、この決算内訳、一体何にどれだけ使ったのか、それが1つで、あと、結局コミュニティ・スクールって、以前は学び合いと称しつつ学校教育のアプローチを社会教育にまで適用するというとんでもないことをやっていたんですが、それで、基本的にこれは、学校の先生がこれに参加すると超過勤務になると思うんです。学校の校長だのなんだのが参加していると思うんですが、これの超過勤務とかそういうことを考慮しているのか、一体、放課後だとか休日などに開かれているのかどうか、勤務時間内に開かれているのかどうか、そのことを令和5年度については確認したいと思います。それが1つ目。

2つ目が文化財のお話なんですけれども、日本遺産フェスタとか、これは恐らく観光庁とか文化庁のモデル事業だと思います。所管が今回は違うの。だからあっちでやるわけ。だったら令和5年度はこっちじゃないですか。令和5年度決算だから。「答える人がいないので」の声あり）分かりました。

じゃあ次、2つ目です。図書館なんですけど、図書館の運営費で市民との協働ということで、恐らくリーブルの会に対してたくさんの業務委託費だと思いますが、計上されていますが、その内訳、それに対して市民への教育活動とか児童への教育活動が非常に少ないんです。要するに教育活動費が少ないので、その辺をどのようにお考えになっているのか。

それから、例えば、業務委託であれば、デジタル化をしたり業務の改善をすることによって、つまりリーブルの会に委託しているのは図書館のバックヤードサービスだと思うんです。バックヤードサービスというのは業務効率化ができると思いますので、そういうことを検討しているかどうか。

以上2点、お願いいたします。

○池辺委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課でございます。

まず、1点目の御質問でございます予算の市との内訳でございますが、この「コミュニティスクールを運用する」の部分につきましては、ほとんどがこちらの構成されている学校運営協議会の委員への報酬に当たります。各13校におきまして全部で219名の学校運営協議会の委員を任命しておりますので、その方たちは、1回会議に出てきていただきますとそれぞれ報酬等が発生しますので、これがほとんどです。それから、旅費ですとかそういったものにつきましては、コミュニティ・スクールの全国大会などがありますので、そちらに随行したときのもの、それから、負担金につきましても全国大会の負担金、通信運搬費につきましては、コーディネーターですとか学校運営協議会の委員の方が学校で必要とするときの電話料、それから切手代などが主なものとなっております。

2点目につきましては、学校運営協議会は超過勤務になるのかということでございますが、今、ほとんどの学校で学校運営協議会は時間内に開催させていただいております。休日にやっているところはございません。構成員がどうしても働いている方が多いということで夕刻に開催しているところが1校ございますが、それ以外はほとんどが時間内にやる形となっておりますので、教職員の働き方改革の部分につきましては、そんなに負担にはなっていないものと思われま。

一旦以上です。

○池辺委員長 中央図書館長。

○山越中央図書館長 中央図書館山越です。よろしくお願いたします。

まず、リーブルの会につきましては、業務内容としましては、図書館資料の収集・保存に関する支援とか貸出業務、図書館システムのコンピューター業務の全般に関する支援、その他、幼児・児童向けの図書館行事に関する支援、また、インターネット利用に関する支援などを行っております。その中で児童に対するリーブルの会の主催事業としましては、グローバル文庫ということ

で、これは高齢者向けの本の配達とか夏休み子供司書体験などを行っております。

また、バックヤードのデジタル等につきましては、現行の中で今動いているということのみになります。

以上です。

○池辺委員長 塚原委員。

○塚原委員 ありがとうございます。

コミュニティ・スクールに関しては、これはほとんどが謝金ということなので、そうすると、恐らくこれは、コミュニティ・スクールで新たに何か事業をやろうということはできないということですね。予算がないわけですから、新規事業やモデルプログラムはできないということですね。

○池辺委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 再度の御質問ということによろしかったでしょうか。コミュニティ・スクールは、もともと最初に、先ほどの質問で申し上げましたとおり市が運営する事業ではございませんで、各学校がそれぞれ地域と共に学校の様々な課題を解決していくためのツールでございますから、市に予算があるという認識ではございません。各学校の中で、例えば校長先生がつくり上げたランドデザインの中で、どの部分が、地域の方が関わってお手伝いしていただきながら一緒にさらによくして実現に向けてやっていけるかとか、そういったことを御協議していく場と考えておりますので、特段その事業費という考え方は持っておりません。

以上でございます。

○池辺委員長 塚原委員。

○塚原委員 分かりました。

あと、図書館の件なんですけど、リーブルの会に対しては毎年こういう何かをやってくださいという業務委託をしているので、評価を出して、それを事業評価しているかどうか、それだけ確認させてください。

○池辺委員長 中央図書館長。

○山越中央図書館長 特に、今、事業評価というのはしていないんですが、リーブルの会との会議を毎月持ちまして改善箇所とか業務上の打合せ等は毎月行っております。

○池辺委員長 質問は大丈夫ですか。

○塚原委員 分かりました。事業評価委員会とかもないということですね。事業評価シートとかそういうものは、一切存在しないということですね。

○池辺委員長 中央図書館長。

○山越中央図書館長 現行ではございません。

○池辺委員長 ほかにございますか。大森委員。

○大森委員 大森です。

すみません。じゃあ5点ありますが、4点に絞ります。

まず、362ページ、0114「茨城大学と連携した幼児教育センター事業を推進する」、3

67万5,000円。これについては、令和5年度の事業内容と、教育相談員との関係ではどのような役割か教えてください。

次に、362ページ、0115「部活動指導員を派遣する」、218万8,000円。地域移行に関して部活動で令和5年度の影響はどういうものがあったか、あれば教えていただきたいということです。

次に、372ページ、0102「要・準要保護児童の就学を援助する」、1,864万2,000円。関連で382ページ、0102中学校の「要・準要保護生徒の就学を援助する」で1,913万3,000円。生活保護の基準は、実際、政府の基準の1.15倍になっているかと思いますが、この基準ですと、ボーダーラインの方は低くて受けられないという相談もごさいます。見直しの検討と、あとはボーダーラインの支援についての考えについて教えてください。

最後に、392ページ、0102「文化財を保護継承して活用する」、3,060万7,000円。日本遺産協議会等の負担金について詳細が分かれば……

○池辺委員長 大森委員、今のその日本遺産については（「駄目だったっけ」の声あり）はい。（「以上です」の声あり）教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。

茨城大学と連携した幼児教育センターの事業ですけれども、昨年度の成果としては、公立幼稚園を核として保護者や小学校教員、管理職を対象とした研修会を実施することで幼児教育や小学校の授業づくり等、相互の理解が進んだということ。それから、公立幼稚園を核として茨城大学と連携した研修を実施することで、市内全ての幼児教育施設で同じ視点での幼児教育の質の向上を目指す研修が行われたということ。それから、最後に、幼児教育アドバイザーが中心となり低学年の授業づくりへの助言、保幼小との情報共有・連携を図ることで、低学年での不適応を起こす児童が減ったということになります。

それから、就学援助の件なんですけれども、牛久市での就学援助の認定基準は、先ほどおっしゃったとおり生活保護基準の1.15倍となっております。この1.15倍という数字については、確かに近隣市町村を見ても高くはない状況です。ただ、就学援助の認定は、単純にその倍率のみではなく収入で見るのか所得で見るのか、また、どういう経費を捉えているのかというところで、なかなか単純に比較できないというところもごさいます。この生活保護基準なんですけれども、毎年変動しておりまして、最新の基準を採用している近隣市町村も多い中、牛久市では、平成25年10月に見直しがあり基準が引き下げられましたが、本市としては、その平成25年度引下げ前の基準を基に認定をしております。

ただ、いずれにいたしましても、近年の物価上昇により就学に係る負担も大きくなっているところですので、この1.15倍という倍率を見直し検討は必要かと考えているところでありまして、近隣市町村を見ながら見直しの検討を進めていければと考えております。

以上です。

○池辺委員長 大森委員。

○大森委員 茨城大学との連携の研修は伺いました。これは私立幼稚園の先生も含むのかどうか、

その点を教えてください。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。お願いします。

私立のものも含みます。お願いします。

○池辺委員長 大森委員。

○大森委員 ありがとうございます。じゃあ教育次長も。

○池辺委員長 教育委員会次長兼教育総務課長。

○吉田教育委員会次長兼教育総務課長 先ほど大森委員の御質問にお答えできなかったのでお答えいたします。

令和4年度と令和5年度の学校教職員の時間外勤務の状況ということですが、令和4年度と5年度を比較しますと、月平均で全職員を対象にしての超過勤務の平均は、約1時間弱増えております。ただし、45時間を超える残業をしている教職員は横ばい、若干減っているという状況です。

以上です。

○池辺委員長 よろしいですか。ほかにございますか。腰は大丈夫ですか。鈴木委員。

○鈴木委員 まず最初、決算書の408ページです。これは先ほど須藤委員からも質問があった放課後カップ塾の運営のほうじゃなくて、0131の「土曜カップ塾の運営をする」も、不用額が100万円以上の事務事業の中で各学校の開催数が減ったためということで、その減った理由は、学校行事に関係していることでいいのかどうかということを確認したいと思います。

それから、444ページですが、これも先ほどの山本委員の質問に重複するんですが、0114「運動部活動の地域移行を推進する」なんですけれども、こちらの不用額も100万円以上の事務事業として挙げられていまして、理由として、当初、募集予定の人数を満たしていないと、実施回数が減になったためとあります。重複するかもしれませんが、当初の募集予定数と実績数、満たさなかった理由と今後の対策を教えてください。

それから、3つ目が、452ページ、0101「自校式学校給食を運営する」ということで、認定附属資料の99ページに事業別の実績調書の未納者数が記載されています。この未納の理由なんですけど、現実には、経済的困難な理由の家庭に関しては、就学援助制度が利用されているはずなんです。この未納になってしまっている理由をお聞かせください。

以上、3点です。

○池辺委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課でございます。

まず、土曜カップ塾の開催日数が減ったことに対しまして理由ということですが、こちらは放課後カップ塾のような学校の行事とまた違いまして、ほとんどの学校で、年間を通して1年間の土曜カップ塾の予定を組んでしまいます。その予定を組むのは、企画運営に対しましては、学校ごとにいらっしゃるコーディネーターと言われる方が学校とすり合わせて、また、いろんな競技をやる、体験をするのに先生が発生しますから、その先生の都合とすり合わせて、実

態に合わせてこの1年間の年間計画を組んでくれるんですけれども、その先生の御都合ですとか、それからコーディネーター御自身の御都合などをすり合わせた上で全体的に減ってきたという結果でございます。また、ここに書いてあります20回が18回になったというのはあくまで平均数でございますので、増えている学校もございます。

以上でございます。

○池辺委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 では、私から運動部活動の地域移行の件につきましてお答えいたします。

先ほどもお答えしたとおり、当初、開催も4月から年間を通じてということで、月3回、年間36回というところで想定をして予算計上をさせていただきました。ですが、6月中旬に行われます中学校の総合体育大会、3年生最後の大会ということで、そこにつきましては、そこまでは顧問の先生を中心にということでやらせていただいたこともありまして、実施時期が6月からということになりました。

また、当初想定人数ということなんですけれども、これも先ほどお話しさせていただいたんですが、そこに加入している子供たち全員を対象に、令和4年度につきましては学校を絞って募集をかけました。ですが、令和5年度につきましては、市内全部の学校の野球部だったら野球をやり、サッカー部、サッカーをやり、女子バレーボール、バレーボールをやりということによって全域に募集は広げました。しかしながら、先ほどもお話しさせていただいたとおり実際の参加者というのは、それぞれの部活動に加入している人数の3割程度にとどまってしまったというところ。

回数が減ったというところなんですけれども、先ほども申し上げましたが、もともと年間36回ということで予定をしたんですけれども、実際、野球については24回、サッカーは26回、女子バレーは27回という開催にとどまりまして、人件費だけで約83万円ほどの減額ということになっております。その他経費を含めて100万円以上の減額ということになっております。3月ぎりぎりまでこの土曜日の活動をやっていたものですから、最終的なトータル回数というのが3月ぎりぎりに確定したということもございまして、3月議会の段階で補正という形で落とすことができずに最終的に残ってしまったという状況になっております。

今後、これが続くようであれば、モデル事業としてのやり方というものを考えざるを得ないんですけれども、平日の部活動といいますか、学校の部活動の活動が動いている中、このモデル事業というのが一緒に動いているという状況というのは、なかなか参加者が増えない原因の一つには考えられるのかと思います。

本来であれば教職員の方の負担を軽減するということですので、行う種目については、基本的には、学校での部活動はなしにさせていただくという判断というものも今後は必要になってくるんじゃないかと思います。そうでなければ、土曜日にモデルとして地域でお金をかけて指導者を集めてということで場はつくったものの、結局、人が集まらないという状況になってしまうかと思っております。そういったことは、今後、考えていかなければいけないことかと思っております。

その中でも軟式野球、こちらにつきましては、現在、もう各学校においてチームを編成することができる状況にはございません。本当に少ないところは3人とか5人とか、そういう部員数になってしまっています。そういう状況を鑑みまして、今度の秋の大会から地域のクラブとして出ましようということで、今、平日は各学校で練習はしているんですけども、土曜日、日曜日の活動につきましては一つの地域クラブとして活動して、場所は、今、いろんなところに動いてしまっているんですけども、一つのチームとして中学校の主催大会に出ましようということで、今、野球に関しては動き始めました。ですのでその状況も見ながら、今後、ほかの種目に活動の状況を、うまく同様の取組などができるかどうかというのにも検討していきたいと考えております。

以上です。

○池辺委員長 教育委員会次長兼教育総務課長。

○吉田教育委員会次長兼教育総務課長 給食の未納の件ですけども、未納の理由については様々ですので、これというのは、こちらとしては、詳細は把握していません。経済的に困難だということは承知していますが、実際のところ、なかなか詳細な理由は伺いません。経済的に困難な場合の方に対しては、我々からも就学援助等の制度がありますというアナウンスは、常日頃からしております。学校からもそういった詳細の内容は伝えていただくようお願いはしているんですが、そういった場合でも、手続をしていただければ我々としてはどうしようもなく、いろいろお話をしてくれてはいるけれども、情報提供はしているけれども、手続に応じてくれないという方もいらっしゃるという状況です。

以上です。

○池辺委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 部活動の地域移行に関しては、今、並行している状況もあるので非常に難しいと思うんですけども、令和5年から6年度の間、国では、今、地域移行の改革集中期間になっていますよね。来年度末には、牛久ではこの部活動の運営方針ですか、今年3月31日付で出たものに、令和7年度末をめどに、休日に部活動指導を行う教員をゼロとすることを目指すということを進めているという話です。学校での部活動、これは、土日や休日はなしにすれば当然できるんですが、見通しとしてこの掲げた目標が現実にできるのかどうか。その辺のところをお聞かせいただければと思います。

それから、給食ですが、これはきっと様々な事情があるんでしょうけれども、これの未納額はその後どうなるのか、どうするのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○池辺委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 私から再度、部活動の地域移行の部分につきましてお答えいたします。

教育委員会として出しております学校の部活動の運営方針では、確かに令和7年度末をめどにということとさせていただいております。これに関しましては、我々スポーツ推進課もそうですけども、文化部活動の話もございますので、生涯学習課も含め、支援課も含め、教育委員会全

体で考えていかなきゃいけない問題かと思っております。一応目指すということで記載はございます。実際のところ全ての人員がそろえられるかという、そこは100%お約束できる部分ではないかと思っております。ただ、できる限りそこに近づきたいということで、現在、地域クラブのガイドラインの作成ですとか、そういった部分も進めさせていただいておりますので、令和7年度末と書いてありますけれども、実際には、先ほど来、お話しさせてもらっている運動部等に関しましては、中学校の総体というところがございまして夏以降にずれ込むとか、そういったことも想定はされるかと考えております。

いずれにしても、国でたしか以前が改革集中期間、もうそこでやりなさいという状況だったかと思えます。現在は改革推進期間ということで、できる限り進めていきたいと思います。とにかくも全て動かしましょうという状況には、今、国もトーンダウンはしているかとは思いますが、すけれども、教員の皆さんの負担軽減というところは、教育委員会できちんと考えるべきところだと思いますので、できる限りそれに近づけるよう進めていきたいと考えています。

○池辺委員長 教育委員会次長兼教育総務課長。

○吉田教育委員会次長兼教育総務課長 給食の未納についてですけれども、今後とも納めていただくように、直接滞納されている方とお話を聞きながら回収に向けて進めています。分納というんですけれども、少しずつ納めてもらったり、可能な範囲で納めていただいているという現状もあります。今年度も180万円程度を回収しておりますので、地道にはなりますけれども、今後引き続き回収を求めていくという形になります。

以上です。

○池辺委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 もう一度だけお聞きしたいんですが、この給食費は、今年度から中学校は無償化になって大きな前進はしたと思うんですけれども、現実、まだかなりの方の未納者数があるということで、お支払いしていただくように努力をされているということで、具体的にどうやってこれは個々の方にお話をされているのか、その内容を教えていただいてもよろしいですか。

○池辺委員長 教育委員会次長兼教育総務課長。

○吉田教育委員会次長兼教育総務課長 基本的には、その方にできれば市役所、教育委員会に来ていただいて納めていただくというのが一番いいんですけれども、あとは個別にお宅を訪問して何とかありませんかと。その場でもらえるというのはなかなか難しいので、後日、直接お会いして、お話をし、電話もありますけれども、そういったお話し合いの中で、可能な範囲で納めてくださいということで、市役所、教育委員会に出向いていただいて納めていただいたり振込をしていただいたりという形になります。直接交渉をしています。

以上です。

○池辺委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 確認です。ここは、全く学校の教員は絡んでいませんね。

○池辺委員長 教育委員会次長兼教育総務課長。

○吉田教育委員会次長兼教育総務課長 市の職員のみです。

以上です。

○池辺委員長 よろしいですか。

ここで暫時休憩いたします。午後の再開は13時10分になります。よろしく願いいたします。

午前11時55分休憩

---

午後 1時10分開議

○池辺委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開会します。

質疑のある方。山本委員。

○山本委員 じゃあ最後、4問、お願いいたします。

372ページの0103「小学校のICT環境を管理する」、1億3,500万円、同じく中学校でも1億1,500万円という決算金額になっています。このICT、タブレットです、令和2年11月からたしか5年間のリースと聞いてはいるんですけども、更新時期はいつ頃になるのかというところを確認したいと思います。

その際の財源です。国からの今の状況はどうかというところですか。それから、今回の補正でもライセンス契約は出ているんですけども、このライセンスというのは、単年度ごとの契約になるのかの確認をしたいと思います。

そして、電子教科書などの導入というのは、今どういう状況なのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、412ページの0135「訪問型家庭教育支援を実施する」、当初予算では100万円ほどでしたが、決算のほうが少なくなっています。この状況がどうだったか、実績をお伺いしたいと思います。

それから、446ページの0102「牛久運動公園を維持管理する」、運動公園のプールです。今回、ホームページを見ますと、令和6年度も残念ながら使えないという御案内が出ているわけですけども、もう大分、屋根を取ってから時間も経過していて、底に枯れ葉なんかたまって不衛生だという御意見も伺っています。公営のプールがどんどんなくなっている中で、牛久市も1件残っている民間のプールが9月でなくなると聞いています。そうすると、市内でのそういう民間も含めたプールというのがなくなる中で、成人の方の健康増進という意味でプールという位置づけをどう考えていくのかというところをお伺いしたいと思います。

そして、最後に、428ページの0107「ひたち野うしく地区の小中学校施設を社会教育に開放する」ということで資料を頂きました。ひたち野うしく小学校の施設です。拝見しましたところ、音楽室が毎回、午前、午後、夜間も入っているということで、際立って使用率が高いというのが分かりました。私も、ここの音楽室がなかなか予約しても使えないという団体の方からのお声も伺っています。音楽室が2つある中の1つで、ひたち野うしく中学校も音楽室がたしか2つあったと思うんですけども、まだ一般開放にまでは至っていないというところで、同じようにひたち野うしく小中学校は、地域の核として開かれた学校ということで運営していく中で、今

後、そういった文化部の地域移行も広がっていく中での考え方、その辺をお伺いしたいと思えます。

以上、4件です。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。よろしくお願いします。

I C T環境を整備するということなんですけれども、G I G Aスクールで整備した1人1台端末については、令和2年11月から令和7年10月までの5年間のリースとなっておりますので、令和7年11月からは更新した新しいタブレットを使うこととなります。次期更新も予算の平準化を図るため5年リースで考えております。

更新の際の財源についてなんですけれども、1台の補助基準額を5万5,000円とし、3分の2の補助を受けることができます。1台当たり3万6,666円となります。残り3分の1と5万5,000円を超える分については市の負担となりますが、地方財源措置が取られております。国が基金造成経費を茨城県に交付し、茨城県は基金を造成し補助事業を創設します。牛久市は、茨城県の補助事業に申請することとなります。補助要件として、県が実施する共同調達へ参加することが必須となります。ソフトウェアのライセンスについてなんですけれども、更新のものについては、タブレットに合わせて5年契約を考えております。ただ、現在のソフトウェアについては、タブレット導入時に3年オプション、4年オプション、5年オプションとありました。その中で3年オプションはプラス8,000円、4年オプションはプラス2万3,000円、5年オプションは3万8,000円となっております。牛久市では3年オプションで導入し、残り2年は単年度契約で更新をしております。これは、4年・5年オプションは必要としない、ソフトウェアはもう一つのパッケージとして含まれており、3年オプションがプラス8,000円に対し、5年オプションだと必要としないソフトウェアも含まれ3万8,000円増と高額になってしまいます。3年オプションで契約し、残り2年分を必要とするライセンスを追加したほうが約8,000万円ほど費用が抑えられるというためこのような契約をしております。次回の更新では、このような端末に附帯するソフトウェアのパッケージはありませんので、必要なソフトウェアを端末に合わせて5年契約で考えております。

それから、デジタル教科書につきましてですが、現在、指導者用のデジタル教科書が英語、理科、社会を導入しております。学習者用デジタル教科書は、国が無償で英語を導入しています。次年度は算数、数学、それから国語の指導者用デジタル教科書を導入します。

活用状況については、1人1台端末導入当初よりタブレット端末を大画面のモニターテレビとつないだり、または映像を提示したりというところで活用しておりますが、児童・生徒のノートを提示して考えを子供同士で共有するというところで活用していますが、さらに活用の幅を広げ、多様な学びができるようにしていきたいと考えます。

以上です。

○池辺委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課です。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の訪問型家庭教育支援につきましてお答えさせていただきます。

予算との差異ということでございましたが、当初、予算を計上した際には、10人の支援員を採用したいという目途で10人分計上しておりましたが、実際、その支援員の方は、令和5年度は7名であったということと、今、牛久市は、外国籍の児童・生徒のいる保護者の支援という形に特化してやっております、対象は小中学校と就学前の保護者なんですけれども、定期的に家庭訪問をしているというよりかは、活動が不定期で保護者の要望がある際に、例えばいろいろな就学時前健診のときに行ったりですとか、学校のプリントとか学校からの配布物を翻訳したりとか、あと、どこか通訳が必要な場と一緒に支援員が行ったりということで、どのぐらいの実績になるかが読めないというところがありますのでこのような結果にはなっております。ですが、実績といたしましては7名の支援員で、回数といたしましては、電話による相談は年34回、対面相談が133回、そしてインターネットを活用した情報提供が98回ということで、7名の支援員は、大変一生懸命やってくださっているという現状でございます。

続けて、「ひたち野うしく地区の小中学校施設を開放する」に移らせていただきます。

こちらにつきましては、令和4年9月議会でも御答弁させていただいているところでございますが、まず開放につきましては、文部科学省からの指針もございまして、学校教育上、支障のない限りにおいて利用させることができる旨が法律上規定されているところでございます。

現在も音楽室が、先ほどおっしゃられたように大変多い方に利用していただいているんですが、このときの答弁でもお答えしたんですけれども、一部、支障ができてしまっているという事例もございまして、例えば、土日に使ってそのままの机の配置であったので、原状復帰がなされていなかったがために授業が始まるのがちょっと遅れてしまったとか、それから、リフターというピアノを運ぶものを使わずにピアノを引きずってしまって音楽室の床にちょっと傷がついてしまったとか、少しあるわけなんです。そういったことをどのように防いでいくかといっても、なかなか終わった直後に自分でやりましたというところがないものですから、結局は学校とかの負担になってしまっておりまして、その辺をどうやって整理していくかも含めまして、今後は、まず地域の方が、ある特定の団体がこの音楽室はある程度使っているリピーターが多いんですけれども、それではなくて、本当に広くそこにお住まいの方が、ほかの部屋も含めまして音楽室とかの開放をどれだけ望んでいるかというのをよく見ていかなくちゃいけないと思いますので、それと、先ほど申し上げました、学校教育上、支障のない限りというものもありますので、それらを含めながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○池辺委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 私から運動公園のプールの件につきまして、こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり、ドームを取り払ってからドームがない状態で一度営業をして、その後、コロナ禍に入り営業が中止になり、そのままの状態で見捨てられている状況ではございます。このプールの再利用といいますか利活用、こちらにつきましては、再三、本定例議会等でもお答えしておりますとおり、現状のまますぐに再稼働というわけにはいきません。

また、今後の下根の運動公園というものを考えたときに、本当に人を集めることができる唯一の施設だとは思っていますので、そこをどのように今後は活用して交流人口等を増やしていけるかというところにつなげなければいけないと思っておりますので、そこについては早急に利活用計画というのを策定したいと考えております。

その中で本当にプールが必要だということであれば、当然プールの再開といいますか再整備というのも検討事項には入ってくると思います。ただ、周りにあるからとか、ここにだけないからとか、そういうことで施設を造っていくと、なかなか財政的にも厳しいところはあるかと思えます。市民の方が何を望んでいるのか、そういったところをきちんとニーズの調査をするなりパブリックコメント、そういったものを通してきちんと吸い上げた上で、本当に造った後、たくさんの方に来ていただいて、造ってよかったねと言ってもらえるような施設にしなければいけないと思っておりますので、そういった部分で考えていきたいと考えております。

参考になんですけれども、土浦に水郷のプールがあるかと思うんですけれども、あそこも夏季期間のみの利用になっているかと思えます。あそこは、牛久の運動公園と違ってかなり広い敷地の中に流れるプールだったかがあったりと思うんです。あそこは夏季の期間だけとはいえ、令和6年度の予算を見ると約8,000万円かかっているんです。それだけかかってでもやるということであれば、それなりのものを造らなきゃいけない、集客を考えていかなきゃいけないということになってくると、どうしてもイニシャルコストというのはかかってきてしまうかと思えますので、イニシャルコストは、なるべく抑えたい気持ちはあるんですけれども、それより何より市民の方がどういったものが欲しいのか、どういったものがあつたらいいよねと考えているのか、そこをしっかりと把握して計画していきたいと考えております。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

すみません。小学校のICT環境なんですけれども、今、活用状況を伺いましたけれども、子供たちの持ち帰りの状況というのはどうなっているのでしょうか。学校によってばらつきがあると聞いていますけれども、長期休暇の前とかそういう状況ではどうだったのかということところです。

それから、通信環境のことなんですけれども、先日、新聞に出ていまして、通信速度が国の推奨値を満たした小中高校は22%にとどまったという新聞記事がありました。牛久市の小中学校では、ここら辺はどうでしょうか。一斉に使うと回線がなかなか進まないということも聞いております。その辺の状況を伺いたしたいと思います。

また、タブレットを使用している中で、落としてしまって割ったりとかいろんな不具合があるかと思いますが、その状況がどれぐらいあるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、訪問型のほうです。10人の支援員の予定が7人だったということで、実際、その支援をしている外国籍の小中学生、保護者の方という対象の方は何人ぐらいいらっしゃるのか。そして、この制度があるというのを知らない方もいらっしゃる。民生委員から私も聞かれて、外国籍の方がいるんだけれども、困っているんだけれども何かないかしらと聞かれて、こういう制

度がありますとお伝えしたんですけれども、そういう民生委員とか地域に携わっている方たちにこういう制度があるということがしっかり伝わっているのかと、そこは思ったものですから、その点、こういう制度がせつかくあっても必要な人に届いていないということがないのかということとところが心配になったので、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、ひたち野うしく小・中学校の開放は分かりました。小学校の図書はこちらですか。これは、小学校の開放をしているのは、たしか土日だけかと思うんです。すみません。そこも確認しながら、実際あまり利用されていないという、こちらは逆にあまり利用人数が少ないかという印象を受けたんです。多分、貸出しはできないで、そこでの閲覧だけなのかと思うんですけれども、司書の方がいらっしゃるのかどうか、適切なそういうアドバイスが来ている保護者、親子に対してできているのかということをお伺いしたいと思います。

あと、プールは、交流人口というのはそのとおりだと思います。結構遠いところからでも運動公園にいらしている方がいらっちゃって、プールが必要なのか、プール以外のものが必要なのかというところは、本当にこれから考えていかなきゃいけないと思うんですけれども、ただ、結構、中高年のおばさんたちはプールに行っている人が多いんです。あそこがなくなってここもなくなっちゃうからどうしようという意見も一方で聞く中で、でも、これも新聞記事ですけれども、公営プールがどんどん廃止になって、その後、ボルダリングにしたり別の全く違うスポーツにしたりという改修をしているというところも何件かあると書いてありましたので、そこら辺で考えていくことになるのかと思いますけれども、これは私の意見ですね。すみません。

じゃあ質問はそれだけでお願いいたします。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。お願いします。

タブレット端末の持ち帰り状況についてですけれども、牛久市としては、家庭でもタブレット端末を活用して学べるように持ち帰りを推進というか促進はしております。ただ、現状としては、児童・生徒の学びの実態であったり荷物の多さというところもあり、学校や先生方に判断をお任せしているというところになります。

それから、通信環境についてですけれども、次期のタブレットの更新に併せてネットワークの点検改善が求められています。文部科学省では、学校規模ごとに1校あたりの耐久の目安を設定しておりますが、推奨耐久を満たす学校は、先ほどおっしゃっていた全国で2割程度ととどまっています。牛久市におきましては、G I G Aスクール以前のネットワーク環境に比べ大幅に改善はされましたが、文部科学省が示す推奨耐久は満たしておりません。現在の牛久市の学校のインターネット回線は、1ギガベストエフォート型というものになります。これは、理論上、最大1 G b p sまでの通信速度が出るようになっておりますが、実際には地域の通信状況にも左右され、回線が込み合っている場合だと速度が遅くなります。時間帯にもよりますが、実測300Mbps程度、約3割ぐらいのスピードしか出ていないという状況です。さらに、例えば1,000人を超える児童がいる中根小学校なんかを例に取りますと、一斉に通信量の多い動画の再生などを行うと、一部で接続ができなかったり固まったり極端に遅くなったりということが発生します。

そのためタブレットの利用には、クラス間での調整が必要となっています。

根本的な解決としては、インターネット回線の見直しが必要となります。1 G b p s の通信帯域が保障されるギランティ型の契約というものがあるんですけども、月額料金が高額となってしまうので現実的ではないということです。NTTの10ギガベストエフォートサービスが茨城県の一部エリアへの提供が開始されるとの発表がありました。価格が1ギガ回線と大きく変わらないということなので、牛久市でサービスが開始され10ギガ回線に契約変更すれば、改善されるかと考えます。

それから、不具合についてなんですけれども、今お話しさせていただいた通信環境ももちろんあるんですけども、破損が多いということがあります。破損の多いことについては、予備機もあるんですけども、対応し切れないということも出てきています。予備機で対応ができないと、タブレットが手元にない子が出てきてしまい、学習の中で支障が出てくるかと考えます。文部科学省でもこの5年間で破損状況の多さが分かったことから、前は、予備機は補助の対象外となっていたんですけども、次期の更新では、児童・生徒の15%は、予備機として補助の対象とするとなっていることもあり、次期更新では予備機の整備も充実させたいと考えます。

以上です。

○池辺委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課です。再度の御質問にお答えさせていただきます。

まず、訪問型家庭教育支援の対象とする現在の外国籍の児童・生徒数でございますが、小中義務教育学校を合わせまして令和5年度で95人です。そして、その内訳といいますか児童の母国語なんですけれども、多い順から申し上げますと、全部はあれなんですけど、ポルトガル語が40人、中国語14人、フィリピン語12人、韓国語3人、英語3人、その後、スペイン語、ベトナム語、クメール語、タイ語、アラビア語とか、そういった形で1人とかになっております。訪問型家庭教育支援員の関わっている家庭は、そのうち15家庭あるということで報告を受けております。

また、2つ目の質問の全庁ですとか地域ですとか、広い意味で知らない方がいないようにと、こういった活動が広く知られるようにということでございますが、そのために訪問型家庭教育支援推進協議会というのを開いておりまして、そこの委員には、もちろん支援課ですとか国際ルームのある第二小学校の校長先生、牛久第三中学校の校長先生はもちろん入っているんですけども、例えば国際交流協会のある市民活動課、そして、国際交流協会の理事の方に入っておりますし、こども家庭課長も入っております。そして、牛久市の市社協からも入っております。いろんなところでこの活動を知っていただける形で、また、助言なんかもいただけるんじゃないかということで、勉強会のような形で、今、年2回開催しているんですけども、今度、支援員の方も含めて、支援員も悩みがたくさんありますので、県とも連携して、スーパーバイザーというんですけども、常総市は外国人が多いので、そこでNPO法人をやっている方を招いているいろんな事例を支援員と聞いたり、支援員の悩みなんかをその方に聞いてもらったりとか、そういうものもこの会議の中でやっていきたいと思っておりますので、いろんな意味で幅広く

区長ですとか民生委員ですとかいろんな方に周知していければいいなと思っております。

以上です。

○池辺委員長 中央図書館長。

○山越中央図書館長 ひたち野うしく小学校の図書室の開放につきまして、開放は土日、祝日を開放しております。管理は、ひたち野うしく小学校の学校開放と同じようにシルバー人材センターの管理人を置いております。ですので特に司書は配置をしております。また、貸出しについても行ってはおりません。ひたち野うしく小学校の開放に当たりまして、令和5年度は106日の開放日がありまして、実際、利用者は100人ぐらいということになっております。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

I C Tなんですけれども、この前の市長の議会での答弁の中で、先生方のI C Tの活用が牛久市はあまり進んでいないような発言があったと思うんですけれども、そこら辺は、担当課はどう感じていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

それから、訪問型のほうです。私も結局、子供たちは結構学校に行って子供と話すからいいんだけど、一番遅れてしまうのは母親で、父親も仕事に出るからそこで学ばないけれども、お母さんというのがどうしても家にいてなかなか日本語になじめないというところで、例えばお手紙を頂くときに、漢字にはなるべく振り仮名を全部打つとか、そういうことをしてもらえるとありがたいという意見も聞いたことがあるんですけれども、その辺の配慮というんですか、も必要なのかと感じているところなんですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

あと、図書館は、本当にせっかく開いてくださっているのになかなか人数が伸びないというところで、シルバー人材の方と今お聞きしたんですけれども、司書の方じゃないと子供たちに対してもなかなか適切なアドバイスというのができないんじゃないかと思うんですけれども、これは、開放に対してそこまでは求めていないということなんでしょうか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。

先生方のI C T活用というところなんですけれども、確かに数値的にはさほど高くない状況と出ています。ただ、教育支援課でも情報教育担当者研修会であるとか、またはI C T活用好事例等を紹介しながら、先生方が子供に対してI C Tを活用した授業を展開できるように御紹介もしていますし、研修も行っております。

また、学校教育指導方針でI C Tもぜひ活用してくださいということで担当課から話をしていますので、そちらの研修会等も含めながら多く先生方が使える、そういったシステムにしていければと思います。

小学校においては、情報教育支援員を2名配置して、それぞれ学校でサポートしていただけるようにしていますので、そちらも一助になるかと考えます。よろしく申し上げます。

○池辺委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課長です。

再度の質問にお答えいたします。

まず、先ほど実績でもお話ししたんですが、実際この支援員という方は、配布物の翻訳をはじめ面談時の先生との三者面談とかそういったものの通訳ですとか、就学时健康診断のときとか入学時説明会で通訳や翻訳などをしてくださっています。そのほかに先ほどおっしゃっておられました訪問型の例えばチラシ、こういう活動をしていますというチラシは各学校に配置させていただいているんですけども、もちろん易しい日本語で書かれてありまして、字も大きくしてあって振り仮名も振ってあるという状況ですが、それでももし分かりづらいところがあれば、現場の支援員から状況を聞いてまた対応していきたいと思います。

また、先ほど申し上げました訪問型家庭教育支援の推進協議会でみんなで作り上げた一覧表があるんですけども、結局それは連絡先一覧表というもので、こういうときにはここにつないで電話番号はここですみたいなものを私どもこの協議会で作りました。それも全部に振り仮名を振りまして、やっている時間帯ですとか曜日とかそういったものも、こういったことで困ったときは社協ですとか、こういうときは国際交流協会の日本語教室ですとか、そういうふうに表にしたものをつくってありますので、そういったものをまた引き続き配布しながら周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 中央図書館長。

○山越中央図書館長 再度の質問にお答えいたします。

ひたち野うしく小学校の図書室につきましては、本自体が学校の書籍となっております、また、内容も子供たちの内容に関するものでありまして、そのため貸出し等はできていないと、学校授業でも使用することもありますし、そういったもので、開放だけで貸出し等は行っておりません。

また、図書館の司書につきましては、中央に在住しておりますので、そちらの司書にレファレンス・相談等を行っていただければできる状態にしてありますので、そちらを御利用いただくということをお願いしたいと思っております。

以上です。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでは、私から4点質問させていただきたいと思います。

先ほども出たんですが、362ページの0114「茨城大学と連携した幼児教育センター事業を推進する」という中で、これは認定資料の87ページの先ほども御答弁いただいた中の幼保小接続コーディネーターの件でございますけれども、この中に新学齢児情報交換会というのがありまして、これは、いわゆる地域の学校に支援の必要な子が入学したりなんかしたときのその子の過去の療育等の情報も含めた交換会かと思っはいるんですけども、この辺の事業がどう行われているのかということと、一方で、子ども発達支援センターのぞみ園でも幼保小連携をやって

いるんですけれども、こちらとのぞみ園との違いという点では、どういうものなのかということを知りたいと思います。

それから、次に、410ページのところで「文化芸術活動を展開する」中の委託料のワークショップです。文化ホールのバックヤードの見学会をやったりとか様々ないろいろなことをやって、より一層、文化芸術の表に表れているもの以外のところも紹介するという活動のように思いますけれども、令和5年度の実績等についてお示しをいただきたいと思います。

それから、同じく次のページの0113「住井すゑ文学館を公開活用する」というところで、なかなか利用者数が伸びないのではないかと考えております。入場料でいいますと、これが雑入の中で（「住井すゑは未来創造課」の声あり）未来創造課、すみませんでした。じゃあ間違っていました。

そしたら、あともう一つは、436ページのところの先ほどまた出ていました「市民と協働で図書館を運営する」というところで、これはリーブルの会との契約という、リーブルの会に実務の面で委託をしているということで、ここが今のスタッフというかNPOに所属しているあそこの実働部隊が業務をやっているわけなんですけれども、この辺がきちんと人員が確保されて運営に支障がない状況なのか、いろんなところが、ここも色々言われておりますけれども、最低賃金に近いようなそこが報酬ということで、時間数も限られているから1か月働いてもそれほどでもない中だと、働きたい人は違うところに行ってしまうとかという話も聞いたりしております。その辺のところから、NPOに運営が任されているわけですから、スタッフをどう確保するのかというのはNPOの責任において行われるのかということ、そして、牛久市は、その辺についての協議には、潤沢であればもう別なんですけれども、スタッフの確保のための市との関係性はどうかと。

それから、これは先ほどまた出ておりましたけれども、図書館における図書館の運営の基本を決めていくと、図書館運営協議会というのがあると思います。これがページでいうとどこにあったのかが私は分からなかったんですけれども、その図書館運営協議会、図書館をどう利用活用していくのかという方針を決めるところにこうしたリーブルの会の活動に携わっている人が出ていて、市民目線で図書館運営の方針等に関われるようなそうした環境も整っているのかどうか、その点について伺います。

**○池辺委員長** 生涯学習課長。

**○糸賀生涯学習課長** 須藤委員の御質問にお答えいたします。

ワークショップの内容でございますが、先ほど委員からありましたように、うしく音楽家協会に委託をいたしまして2回実施させていただきました。

1回目は9月の24日で、音楽家協会が主催するコンサートのちょうど前日にその舞台裏の準備の様子、それからリハーサルの様子などを裏側から実際見ていただくということで、バックステージツアーということでやらせていただきまして、ただ、このときは、残念ながらちょうどコロナが広がっていったときだったので、募集したんですけれども4名の参加をいただいたところで

そして、2つ目が、年が明けまして2月24日に開催させていただきました「集まれ 未来のアーティスト！舞台裏へようこそ～照明編～」ということで、こちらも音楽家協会のコンサートの前日に照明の部分に特化しまして、こういった音楽のときにはこういった照明を考えている。また、配置についてもこのような形を考えている。それから、音楽家協会主催ですから聞こえ方ですとか、ここに立つとこう聞こえるとかそういったことまでやらせていただきまして、それぞれ4万9,500円の委託料でやらせていただいております、大変好評を博しております、照明編をやりましたので、令和6年度も例えばまた違った形でいろんな形でのバックステージアをやって、若年層に対して文化芸術への興味を持っていただいて牛久の文化芸術の裾野が広がればいいなと思っております。

以上です。

○池辺委員長 中央図書館長。

○山越中央図書館長 須藤委員の質問にお答えいたします。

まず、リーブルの会につきまして、運営の一部を委託しておるところでございます。まず、リーブルの会との話の中では、特にその人員に対する現在55名の会員登録がされているということをお伺しております。それで、その中で3交代、早番、中番、遅番ということで勤務をしております。その中でうまく配置をしていただいております、特に不足したという声は伺っておりません。

また、賃金等につきましても市からは委託費という形でお支払いしております、リーブルの会で各方にお支払いしていると思うんですが、最低賃金は支払っているということは伺っております。それ以上の形では伺っております。

また、図書館運営協議会につきまして、そういったリーブルの会などの運営委員が入っているかということ、実際、現在は読み聞かせのボランティア団体、学校司書の方とかという方々がおりまして、特にその運営に関するリーブルの会員の方は、今のところ運営委員会に入っておりません。

以上です。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。お願いします。

新学齢児情報交換会についてですけれども、毎年2月に開催される幼児教育施設職員、小学校教員、きぼうの広場職員、のぞみ園職員、幼児教育相談員による情報交換会となっておりまして、そこでは、保幼小のスムーズな接続であるとか適切な学びの場の確保といったところを検討しながら個別支援、それから学級編成に役立てております。

先ほどのぞみ園との違いというところでお話があったんですけれども、それについては特別支援関係、特別な配慮を要する児童と幼児が関わってくるかどうかというところで違いが出てくるかと思っております。よろしく申し上げます。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 文化芸術活動は、私も評判がいいというので伺っていて、それはふだん見られない

ところを見させてもらってと、参加した方は少ないんだけど、新たな見方によって広がりがあるという点で、やはりこうした取組は大変有効だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それから、図書館のことですけれども、ここは、もうリーブルの会は、特化してその運営、ただ、選書にも一部関わっていると思うんですけれども、せっかく市民との協働でどうたっているのであれば、貸出業務等の実務だけではないほかの分野での、もう長い方は結構いろんなところで蓄積されていらっしゃるでしょうし、リーブルの会の今の代表の方は、牛久市にも大変御尽力をされている方もいらっしゃるのです、そうした知見も含めて活用できる部分があるかと思ひますので、これも要望ということで、今後の中でもっと活用できるようなことでお願ひをしたいと思ひます。

それで、最後の茨城大学との幼児教育センター事業のところですが、療育の場面、のぞみ園は療育の部門です。それから、ここでいうと学齢期の子供たち、私が申し上げているのは特に支援が必要な障害があるお子さん、発達支援等も含めてなんですけれども、各学校での支援が必要な子が通っている学級との連携という意味では、この部分では、今のこの幼児教育センター事業ですから、学校の支援の必要な子供たちの授業とかなんとかにはもう関わりがないのか、その点だけ確認をお願いいたします。

○池辺委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。

特別支援学級の授業を参観にということはあるかと思ひますけれども、その授業に入り込んでというところまでは、申し訳ないですけれども確認はできていないです。

○池辺委員長 ほかにございませんね。高嶋副委員長。

○高嶋副委員長 すみません。1点だけお願ひします。

部活動地域移行なんですけれども、午前中の御答弁では、時給1,440円という回答をいただいたと思ひます。ここについては、何を基に金額の設定されているものなのか。それは牛久独自で今後上げることができるものなのかどうか、その点についてお願ひいたします。すみません。部活動地域移行の支援員の報酬の設定について、何を基にされているのかというところと、その増額は今後見込めるものなのかどうかというのをお願ひいたします。

○池辺委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 ただいまの御質問にお答ひいたします。

部活動の休日の地域移行に関しましては、基本的には、今、モデル事業ということでやらせてもらっているところなんですけれども、これは、あくまでも業者から見積りをいただきましてこの金額だったらできますというところで、今は業務委託契約という形でお願ひをしているところです。県としては、時給は大体このぐらいでというのが下りてはきております。基本的には、大体1,600円前後というところをその指導者への報酬ということで考えてくださいということでは来ておりますので、基本的には、実際に令和8年度以降稼働、稼働といいますか実際に動くときには、その前後の数字になってくると思ひております。

ただ、現在はあくまでもモデル事業として業者に委託をしているところなので、それより若干高い金額ではやっております。1,600円前後というのは、あくまでも目安ということで県から下りてきているだけなので、この金額に設定していただきではないので、業者としても、うちからお願いするに当たっても、それなりの金額がないと指導者の派遣ができないということになれば何も進まないことになってしまいますので、まずは業者から見積りをいただきまして、それが妥当なのかどうかというのを担当課で判断をした上で今は委託を出しているという状況にはなっております。

ただ、今後、その報酬の金額というのは、それぞれの団体にお願いするに当たって、きちんと指導者報酬はじゃあこの金額でというのも、市からある程度きちんと提示をしていかなきゃいけないかと。それは上がっていくのかどうかというと、恐らくそのときの情勢にもよるかとは思いますが。

あとは、部活動指導員、この地域移行とはまた別で平日の部活動なんかを顧問の先生に代わって見ていただくものにつきましては、現時点では国や県から補助があります。国と県と市で3分の1ずつという形で報酬について負担をしているところがあります。

ただ、地域移行に関しては、現状、その話は全く来ておりません。ですので、市で負担するか、参加する方に負担していただくのか、その辺も考えていかないと、あまりに高額な指導料になってしまうと、それぞれ負担が大きくなっていくところもございますので、ある程度の金額というのはきちんと、県からの先ほどの目安というのもありますので、その辺をベースにはしていきたいと考えているところです。

以上です。

○池辺委員長 高嶋副委員長。

○高嶋副委員長 ありがとうございます。

先ほど県からは1,600円ということで、これだと、もしこれに沿った形であれば少な過ぎかということで、いい指導員はなかなか捕まらないだろうと考えておりましたので、見積りということで安心しました。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございませんでしょうか。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願いします。

私も部活動の地域移行推進についてなんですけれども、たしかこれは、完全移行になったときに保護者の負担が1,000円ほどを考えているという一般質問があったと思うんですけれども、その1,000円の負担でこの指導員の報酬を賄っていくということだったと思うんですけれども、現在のモデル事業としてやっている地域移行の指導員の報酬は、仮に今やっている保護者が1,000円負担したとして賄い切れているものなのかどうかというのを一つお聞きしたいと思います。すみません。数字なので分かんなかったらまた後日でもいいんですけれども。

○池辺委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

実際のところ、現在、月1,000円でモデル事業ということでやってはおりますが、参加者が、先ほど来、お答えしているとおり少ないという現状もございます、全てを賄ってはおりません。県からの補助、それから参加される方の負担、それから、それでもやっぱり足りない分というところで市の一般財源、これが入っているという状況になります。

実際にじゃあどの金額だったら参加費だけで賄えるのかということになってくると、どうしても参加人数に左右されてしまうところがあります。種目によっては同じ指導者への1時間当たりの報酬を定めたところで、5人来るところと10人来るところでは、金額が変わってくると思います。なのでその部分は、この種目だからこの金額と、もしかするとこの前後というのは、多少考えなければいけないところは出てくるんじゃないかとは思いますが。ただ、できる限り、今、スポーツ庁なり文部科学省でも国にそういった補助、補助といいますか、国からの負担というのも要望を上げていただいているところですので、そういったところの状況を見ながら金額設定というのは考えていきたいと考えております。

○池辺委員長 加藤委員。

○加藤委員 そうしましたら、これは一律で負担するというよりも、部活動の種目によって保護者の負担金額が変わってくるということもあり得るのか、それとも一律で考えているのか聞きたいと思います。

○池辺委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

申し訳ございませんが、現時点で明確に一律にしますとか、そういったことはお答えできかねるかと思えます。今後、先ほども申し上げた国の補助ですとか県の補助、そういったものが決まってくることで一律でもいけるのか、それとも種目によっては変えなきゃいけないのか、そういったところをきちんと見ていかなきゃいけないかと思っています。

○池辺委員長 ほかに質問がある方はございませんか。

以上をもって教育委員会所管について質疑を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので暫時休憩いたします。再開は2時15分といたします。

午後2時03分休憩

---

午後2時15分開議

○池辺委員長 休憩前に引き続き決算特別委員会を開きます。

開く前に私から一つだけおわびしたいと思います。先ほど塚原委員が中座していない時間帯があったんですが、朝の段階で私のほうで把握して局長にも伝えてありますし、委員の皆さんにお伝えできなかった私の不徳の致すところで本当に申し訳ございませんでした。

それでは、会議を開きます。

認定第1号、令和5年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

次に、保健福祉部所管について問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項についての説明を求めます。保健福祉部長。

○**渡辺保健福祉部長** 保健福祉部渡辺です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

保健福祉部所管の令和5年度一般会計決算について御説明いたします。

保健福祉部所管の一般会計歳出の決算総額は123億8,289万1,336円で、市全体の39.05%を占めております。前年度121億1,815万2,179円と比較すると2億6,473万9,157円の増額となっております。主な増額理由といたしまして、令和5年度に低所得世帯を対象とした1世帯当たり3万円の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業6億1,500万円や、生活扶助費や障害者への介護給付費のそれぞれ1億円以上の伸び及び民間保育園・幼稚園の運営費負担金の増によるものです。

保健福祉部は、ライフサイクル全般にわたり市民生活を支えております。その決算内訳として4つの視点より御説明いたします。

1つ目の視点は、令和5年度の新規事業です。

まず、こども家庭課の子ども家庭総合支援拠点の運営が令和5年6月より開始となりました。施設整備に関する費用の決算額は、令和4年度から繰越しで1,502万円、令和5年度の支援拠点の運営に関する決算額は84万円です。保健センターに支援拠点を整えたことで健康づくり推進課との連携もさらに強化することができ、よりきめ細やかな子育て支援が展開できております。

次に、予防接種事業のうち9価の子宮頸がんワクチンが新たに承認され定期接種となり、子宮頸がんワクチンの委託料が2,876万円、昨年度比1,184万円の増となっております。

2つ目の視点として、10億円以上の多額の予算を要した4つの事業について御説明いたします。

まず、民間保育園の運営を支援する事業ですが、20億5,901万1,478円で前年度比8,852万8,000円の増、こちらは民間保育園運営費の算出基礎となる公定価格が、人事院勧告に伴い人件費改定分として前年度比5.2%程度の引上げとなったものによるものです。

次に、障がい者へ介護給付費等を給付する事業では、14億1,456万3,000円で前年度比1億5,203万円の増、事業費の増加に伴い利用者数も増加しています。

次に、児童手当を支給する事業におきましては、11億297万円で前年度比7,999万円の減、児童数が減少していることによる減額でしたが、今年度10月からは、法改正により対象が拡大することから増額が見込まれます。

次に、生活扶助費を支給する事業におきましては、10億3,019万円で前年度比1億3,562万円の増、受給者の増加、医療扶助費等の増加によるものです。

3つ目の視点といたしまして、特徴的な保健福祉部の予算に関して御説明いたします。

保健福祉部は、牛久市における性質別扶助費の事業のほとんどを実施しております。保健福祉部の令和5年度決算額は77億1,515万4,000円で前年度比3億3,561万円の増となっております。また、保健福祉部決算総額の62%を占めています。扶助費は義務的経費であ

り、その支出が任意に節減できない経費であるため、部全体の事業費の圧縮に大変苦慮しております。

また、保健福祉部は、医療介護事業を担う3つの特別会計繰出金を所管し、毎年度、法律で定められた一般会計からの繰出金により事業運営を行っております。令和5年度の特別会計繰出金につきましては、まず、国民健康保険事業特別会計繰出金が3億6,039万7,334円で前年度比2,182万3,007円の減、法定外のいわゆる赤字繰出しは令和2年度からゼロを維持しております。

また、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、10億415万8,000円で前年度比5,749万6,000円の増、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、11億4,724万200円で1億495万7,883円の増、被保険者の減少が続く国民健康保険とは対照的に要介護認定者、後期高齢者の増加に伴い、介護と後期高齢、2つの特別会計は増加傾向となっております。

最後、4つ目の視点といたしまして、臨時接種として最終年度となった新型コロナウイルス感染症予防接種についてです。

決算額は、2億7,317万5,745円で前年度比2億7,595万円の減となっております。令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行し、外出自粛の要請等がなくなり、3年余り続いたコロナ対策の節目の年となりました。感染対策が個人の判断に委ねられることとなったため、市としましては、逆に公衆衛生を守るため予防接種の受診勧奨の徹底を図りました。令和5年度は、春と秋の2回にわたり接種を実施し、これが全額公費負担の臨時接種の最終となりました。議員の皆様にもコロナ関連事業につきまして様々な御協力をいただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

以上、御説明させていただきましたとおり、令和5年度保健福祉部の決算につきましては、人生100年時代到来に向けた高齢社会への対応、少子化に伴う子育て支援、障害者施策の推進、生活困窮者対策、保健予防対策など、市民生活に密着した各事業を様々な工夫しながら限られた予算の中で最大限の保健・医療・福祉サービスの推進を念頭に執行させていただいたものです。御審議のほどよろしく願いいたします。

○池辺委員長 保健福祉部所管について質疑のある方は、御発言をお願いいたします。小松崎委員。

○小松崎委員 1つだけです。

神谷にあります栄町保育園の件ですが、今年度というか1年間ですか、様々な計画等もあったと思いますけれども、内容が途中でよく分からなくなってしまったと。地元でも様々なうわさがございますので、現在はどうなっているか分からない状況になってしまったということがありますので、その建設、新築です、あとはその他どういう形になるか、御説明をお願いします。

○池辺委員長 保育課長。

○児玉保育課長 保育課児玉です。

今、委員にありました説明について回答を申し上げます。

当初、栄町保育園の隣地を購入するという事で計画を進めておりました。その後、具体的な調査を進めた結果、その土地につきまして、傾斜の高低差がとても激しく利便性が低いことが浮上してまいりました。それに伴いまして現在見直しをしているところです。調整が整い次第、改めて御説明と御報告をしたいと考えております。

以上です。

○池辺委員長 小松崎委員。

○小松崎委員 そうしますと、細かい点はありますけれども、基本的には、当初の計画は変わらないということによろしいわけですね。

○池辺委員長 保育課長。

○児玉保育課長 公立再編計画にもありますとおり、栄町保育園につきましては、老朽化が激しいので民営化の予定は変更ございません。建て直しについても変更ございません。

以上です。

○池辺委員長 ほかに。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願いします。

私からは、184ページの0105「シルバー人材センターの育成に対し助成する」なんですけれども、こちらは昨年と同じ決算金額になっていますが、実質、増税とも言われるインボイス制度が導入されていまして、そこら辺の影響はないと考えていいのかお聞きしたいと思います。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 高齢福祉課の久米です。

今の御質問にお答えいたしたいと思います。

インボイス制度も始まって手数料等は確かにあるんですが、今、シルバー人材センターの中で事務費の調整を行っていきまして、何とか事業費の捻出を行って補助の金額をそのまま維持するという形でのやりくりをしているという状況ですので、今のところ影響が出ていないということになってございます。

以上です。

○池辺委員長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。

こちらインボイス制度をシルバーの方も分からない人も多いと思いますので、こちらは考慮していただいて、要望をお願いします。

○池辺委員長 続きまして、大森委員。

○大森委員 大森です。

じゃあ3点ほどお願いします。

まず、176ページ、0114「地区社協活動を推進する」、961万7,000円のところですが、各地区社協がそれぞれ活動しているわけですが、令和5年度の活動状況の把握はどうなっているのか。また、支援金の確認方法としてどうやっているか伺いたいというところと、2番目に、178ページ、0117「障がい福祉計画等を策定する」、この600万3,000

円のところです。委託料の積算とか契約のやり方について伺います。

最後に、192ページ、0101「障害者自立支援協議会を開催する」の障害者への介護給付で14億1,456万円と高額になっております。扶助費がこの点は年々増額になっていると思いますが、その内容について伺います。

以上です。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼社会福祉課長。

○石塚保健福祉部次長兼社会福祉課長 社会福祉課石塚です。よろしく申し上げます。

私から「地区社協活動を推進する」につきまして御説明させていただきます。

まず、地区社協の活動ですが、現在、小学校地区単位に8つの地区社協がございます。自主的な地域活動といたしまして、皆さんそれぞれ内容を自主的に考えて行動されているんですが、主に独り暮らしの見守り活動であったり、あるいは小学校の下校の見守りであったり、あるいは、地区社協によっては移送サービスなど、それぞれの地域ごとに特性を生かして活動していただいております。

現在、8つの地区社協のうち拠点となる地区社協、事務所がある地区社協が6か所ございます。2つの地区社協におきましては拠点となる事業所がないんですが、そちらはひたち野うしく小学校地区社協、それから神谷小学校地区社協、この2つの地区社協よりこれまで拠点の設置の要望については、具体的にはない状況になっております。

それから、地区社協へ委託している決算額については、業務委託費としまして、市社協へ地区社協支援として決算額556万5,400円を支出しております。こちらの内容ですが、市社協に地域福祉コーディネーターという職員を1名配置しております。この職員が中心となって地域福祉の様々な活動を行っていただいております。それとは別に、地区社協に市から1社協につき20万円の助成を行っております。8地区ございますので160万円支出しております。

それから、先ほど申し上げました拠点を持つ地区社協におきましては、光熱水費等の管理費も市から支出してございます。

以上です。

○池辺委員長 障がい福祉課長。

○富田障がい福祉課長 障がい福祉課富田です。よろしく願いいたします。

私からは2つ御説明をさせていただきたいと思います。

まず1つが、障がい福祉計画の策定に関するものになります。障がい福祉計画は3年に1度策定するものになりまして、昨年が策定年に当たりました。内容といたしましては、会議を6回開催させていただいております。委託の内容につきましてはアンケート調査、おおよそ3,000件程度のアンケートになります。このアンケート調査の実施、それから分析、会議資料としてアンケートの実績値をまとめる等を中心として行っていただいております。

もう一つの介護給付費なんですけど、こちらにつきましては、令和5年度の年間延べ利用者数ということでは1万1,159名、月平均で930名の延べの利用となっております。これに対しまして14億1,456万3,784円の支出となっております。令和4年度の年間延べ利用者

数というのが、この給付の積算上ですと1万265名ということでしたので、およそ1年間で900名程度利用が増えたということになります。

以上です。

○池辺委員長 大森委員。

○大森委員 じゃあ以上で了解しました。ありがとうございます。

○池辺委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 226ページ、「民間保育園の運営を支援する」の中の保育士等処遇改善補助金に関連いたしまして、こちらは、保育園の施設はあるものの保育士不足によりかつて待機児童が発生していたということに基づいての補助金と承知しております。今現在、待機児童がゼロ人になったと聞き及んでおりますけれども、保育士の不足感というのは解消されたのかどうか。あるいは、将来的には全国的に保育士余りになるんじゃないかという予測もあるそうですが、今のところ市内においては、そのような事態は生じていないかについて確認をしたいと思います。

○池辺委員長 保育課長。

○児玉保育課長 現在、9月入園時点におきましては、依然として待機児童はゼロとなっております。そちらにつきましては、市全体で見れば利用者数と保育士数のバランスが保たれていると判断できますが、保育施設単位となりますと、市立全体19園中7園が、保育士が足りていない状況となっております。利用者希望数の増加に伴い必然的に保育士数も必要となりますので、出生数だけで捉えることなく保育必要ニーズを加味した上で、保育士確保に向けて今後も継続して策を講ずるべきと考えております。

以上です。

○池辺委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 では、引き続きこちらの制度については、現状どおり維持していくということでしょうか確認をしたいと思います。

○池辺委員長 保育課長。

○児玉保育課長 牛久市単独の保育士処遇改善補助金につきましては、今後も継続して行っていく必要があると考えております。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございますか。黒木委員。

○黒木委員 よろしく申し上げます。

174ページ、0105「民生委員児童委員制度を運営する」ということなんですが、現在、十分に民生委員の人数は足りているのかということと、市民から結構多いんですけども、全くのボランティアでなくて、活動費ということで月間1万8,000円出ていると思うんですが、わざわざボランティアです、ボランティアですとチラシに書いて配布しているという民生委員児童委員もいるということで、その辺は、月に何回かこの民生委員児童委員の教育という形でやっているかと思うんですけども、その辺についての指導と、それと、民生委員という肩書ももらって、今すごい高齢者がいらっしゃるわけですよね。そういう中で全然うちのほうに来ないという

高齢者の声も漏れ聞いているので、コロナ明けの令和5年度については、その辺の民生委員児童委員の指導というか認知度というか、皆さんにどのような活動をしてくださいという、皆さんにそういう情報を通達したのかということを知りたいと思います。

次に、186ページ、0113「物価高騰に対する介護施設等の運営を支援する」というのは、これにつきましては、今、各介護施設がたくさんあるんですけども、どのような、例えば特別養護老人ホームもあるし、何というんだろう、今、度忘れしています、有料じゃなくて今いっぱいできている、グループホームじゃなくて、いっぱいできているそういう施設に対してこういう今の支援なのかと、その辺の詳細の内容を知りたいと思います。

それと、242ページ、0110「難病患者に福祉見舞金を支給する」。結構、今、こういう難病がすごく多くなっているんです。国の難病指定そのものも多くなっていますし、市民にとりましても、この難病者が結構多くなっているんですね。川崎病とか、あとは何だっけ、この間、市民から私は指定になったんだよとか言われて、今ここまで出ているんだけど、そういう難病指定がいっぱい出てきているわけなんですけれども、この見舞金というのは一律なのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼社会福祉課長。

○石塚保健福祉部次長兼社会福祉課長 民生委員児童委員の定数について、足りているのかというところについて回答します。

現在、牛久市の民生委員の定数が123人と、これは茨城県の条例で定められております。9月1日現在、牛久市においては、この123人の定数を満たしている状況となっております。

しかしながら、毎年、病気とかいろんな理由で途中で退任される方は何人かおまして、その都度、区長をはじめ各行政区の皆さんにお願いをして委員を推薦していただく状況がもうここずっと何年も続いておまして、1年間通して定数をずっと保っていたというのは、ここ数年ない状況です。不足しているといえどももちろん不足しているのが常であります。そういう状況となっております。

続きまして、民生委員の報酬については、1年間の活動費としまして牛久市から15万6,000円を報酬ではなく活動支援費として支給しております。そのほか茨城県からも別途6万200円の助成が行われております。あくまでも無報酬という形で活動をしていただいているんですが、先ほど黒木委員からもありましたように、訪問する際にボランティアというところを強調してチラシなどを配っているという事例もお聞きしました。ただ、そこについては間違いではないんですが、誤解を与える表現の方法はやめてほしいということで、これは毎月、月1回、民生委員の定例会がございまして、こういう中で各民生委員の活動における事例、そういったものを発表していただいて、改善していただくところはしていただくというところは事務局からもお願いしております。

活動の指導については、先ほどの定例会等で、常時、適宜、指導といたしますかお願いをしている状況でございます。

以上です。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 では、私は、介護施設に行いました補助についての内容ということでしたので、御説明いたします。

対象となる施設は複数ありまして、先ほどおっしゃっていた特別養護老人ホームですとか介護老人福祉施設、あとは短期入所をやっているショートステイの事業所ですとか、あとは有料老人ホーム、それは対象になります。ただ、サービス付き高齢者向け住宅という内容で運営をされているところに関しては対象から外れてしまうんですが、中には訪問介護事業者ですとか、あと介護居宅支援事業所、そういった幅広いところに2回に分けて事業費は交付しております。

単価はそれぞれ違うので、例えば、特別養護老人ホームでいえば50万円ですとか、あとは、さっきの特定施設であれば、定員によってですけれども、21名以上の定員であれば50万円で20名以下であれば20万円ですとか、あとは訪問介護事業所であれば7万円とか、それぞれに応じた金額を支給させていただいております。

以上です。

○池辺委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 健康づくり推進課野口です。よろしく申し上げます。

私からは難病見舞金についてお答えいたします。

牛久市の難病見舞金につきましては、保健所に特定疾病の難病の届出をしている小児の方、それから成人の方と一般の方ということで、その届出をして受給者証を持っている方に対して年に1回、2万円というのを支給しております。これは1年を通じて申請をすることができますので、4月1日から3月31日までの間に一度申請をしていただければ、それで2万円を支給するという形にしております。

委員おっしゃいますとおり、難病の方の人数は年々増えておりまして、令和5年度末におきましては、県に届出をしている人数が816名、そのうち一般が761名、小児が55名ということになっております。そのうち牛久市に難病見舞金の申請をしていらっしゃる方は、令和5年度は596名で73%、大体7割強ぐらいの方が申請をしていらっしゃいます。今年度も予算を600名取っているんですが、今の時点でもう既に去年の120%ぐらいいっていますので、12月に補正が必要ではないかということをお考えしております。

以上です。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 本当に難病指定、川崎病のほかに膠原病というのがすごく増えていて、会う人は膠原病になったんだよとか言って、膠原病はかなり幅が広いじゃないですか。だからそういう方たちも、今後、補正予算をつけた形でお見舞金というふうにこれからも、でも、補助金的には、収入のほうを見ていなかったんですけれども、これは県からの補助金というのも出ているんです。だから、年に1回ということでの見舞金ということでお伺いしたわけですが、本当にいろんな難病指定は、国がどんどんその幅を広げてきているしということで、牛久の場合はどうなのか。あくまで牛久全体の数字というのが把握しかねたので、周りの少数の人しか分からない中

でのあれだったんですけれども、本当に増えているということで、これは、一回指定されれば、ずっとそういう毎年お見舞金という形で出るのかどうか、その辺の確認と再質問をしたいと思います。

それと、民生委員につきましては、定例会のときにちゃんと教えていただいているということで、その辺につきましては安心しました。ただ、民生委員そのものが高齢化になっているということで、それと成り手がいないということで、なかなか思うような活動ができない。児童委員というものを兼務しているので、その辺について今後どのように考えるのかというのは、これからの課題にしていいただければと思いますので、これは答弁要りませんと言おうかと思ったんですけれども、要ります。

あと、今回の物価高騰で有料老人ホームも支援されるということで、牛久に今すごくサ高住という、そういう老人の施設ができていますけれども、そういうものも対象になっているのかどうかということの確認をしたいと思います。

以上です。

**○池辺委員長** 全て答弁をもらうということですね。あと、サ高住は、先ほどしていないということを書いていました。ただ、書いてもらいますから。健康づくり推進課長。

**○野口健康づくり推進課長** 難病見舞金についてお答えいたします。

まず、国の補助はあるのかというところでしたけれども、これは、補助はありませんので、一般会計、全部市の持ち出しという形になっております。一般財源になります。

それと、毎年出るのかというところですが、こう言ったらあれですけれども、難病の方ですのお亡くなりになる場合もありますので、申請は必ず年1回していただいて、もう一回申請をしたから毎年自動的に振り込まれるという形にはなっておりません。

難病は、一回難病指定をされると、ずっとではなくて更新というタイミングがありますので、そういうものもありますし、難病指定を受けなくても、結構その方が例えば介護保険の対象であったり障害の対象であったりということがある場合が多く、その申請をするのにすごく大変なんです。書類をそろえるのが大変なので、そのメリットを考えて、難病でも保健所に申請をしないという方もいらっしゃるんですけど、市は、一応保健所に申請をしていただいて、難病という認定を受けた方ということになっていきますので、必ず受給者証のコピーを頂いております。

**○池辺委員長** 保健福祉部次長兼社会福祉課長。

**○石塚保健福祉部次長兼社会福祉課長** 民生委員の成り手不足の解消についてですが、牛久に限らず全国的に成り手が不足しているところが課題になっておりまして、牛久市におきましては、今までもそうなんですけど、今後も公務員のOBや、それから社協の職員のOB、そういう方でふさわしい人がいた際には声がけ等をさせていただいたり、あと、行政区の区長に推薦をお願いしておりますので、もし行政区長のほうでこういう人がいいんだけどもという候補者がいた際には、直接その候補者に制度の説明を市の職員が上がったりして、なるべく気持ちよく引き受けていただけるのをお願いをしに行ったり、そういったところを地道に続けていっているのが実情でございます。今後もそういう活動をしていくとともに、民生委員協議会でもっと民生委員の活

動のPRをしていただくということで、民生委員の内部の組織の中で広報活動の委員会などをつくっていただいて、PRをこれまで以上にさせていただこうと思っております。

以上です。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 介護事業所への補助金の部分なんですけれども、先ほどサービス付き高齢者向け住宅は対象外と言ったんですが、例えば、そこに併設をしているケアマネ事業所があったりとかヘルパー事業所があった場合には、そちらは対象になっています。なので本体ではないんですが、そこに付随する併設施設には対象として交付をしていますので、一応そのような形になってございます。

以上です。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、民生委員OBとか、あとはPR不足ということをお答えいただいたんですけれども、確かにPR不足ということもあります。それと、今まで従来の推薦で各行政区の区長が推薦するということになりますと、いろいろそういう自分の宗教問題が絡んでいたりとか、あと、自分の好みだった人が推薦されるということがまま聞かれますので、PR等をこれから行政だったりとか、各そういう何というんですか、あんまりそういう考え方、イデオロギーとか宗教とかそういうものに関わらないような人がということの一つの要望としてお願いしたいと思えます。

以上です。

○池辺委員長 これはもう要望で、答弁は大丈夫ですか。

ほかにございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 よろしく申し上げます。

私から説明資料の不用額執行率の観点から幾つか質問をさせていただきます。

不用額そのものがあることは、予算を経済的・効率的に執行する上で、あるいは経費の節減という結果として不用額があることは、それは決して問題ではないんですが、説明資料を読ませていただいて見込みがかなり少なくなっているとか、あるいは執行率がかなり低い部分については、そこに書いてある説明理由だけでは分からないので、幾つか御説明をしていただきたいと思います。

1つは、決算書でいうと174ページの0104の「行旅病人を援護する」なんです、説明資料で15ページです。ここに関しては、理由として、想定よりも身元不明や引取り手のいない死者が少なかったため、前年度も同じ理由です。あまりここでお金を使わないでももちろんいいんですが、前年度でも同じ理由であるにもかかわらず、予算額は前年度より増えています。執行額は前年度より多少は増えたものの、執行率は前年度と同じくかなりこれは低い数値となっている。予算額も前年度と同じような大きな額になっているということで、この辺の想定よりもという想定の違いが何で生じたのか、この辺を御説明いただきたいと思います。

同じく決算書の176ページの0112の「住居確保給付金事業を実施する」です。理由としては、住居喪失のおそれがある世帯が想定よりも少なかったためとあります。失業等によって収

入の減少で住居を失った、失うおそれが生じている方に対してのこうした給付金だということなのですが、前年度はコロナ禍という特別な事情があったために、予算額は前年度より大きく減ったことはよく分かります。ただ、執行済額は前年度よりも多少増えた程度で、執行率はかなり低い数値です。この辺の想定よりも少なかったこの想定違いの理由がよく分からない。住居確保に困っている方に誰でも給付できるわけじゃないので、これは条件がきちっとあるので、そうした条件から考えると、申請者がどのぐらいいて、それに対して給付条件に該当された方がどれぐらいいるかということお聞きしたいんですけども、かなり条件に適していなかったのか、もともと申請者が少なかったのかということもお聞きしたいと思います。

それから、3つ目に関しては、これは黒木委員からもお話があったんですが、決算書の174ページ、0105の「民生委員児童委員制度を運営する」ということで、認定附属資料35ページを見れば、事業別の実績調書がここで理解はできます。委員の定足数と今の現状も分かりました。そのほかに委員世帯数の平均値は分かれますので、最大数と最小数を教えていただけますか。

それから、この民生委員児童委員の方の中の職務範囲があると思うんですが、私がいろいろお聞きした中では、この職務範囲を超える負担をされているという状況もお聞きしています。もし市で把握されているものがあればお聞きしたいということと、これに対して市としてはどういう対応をされているのかをお聞きしたいと思います。

以上3点です。

**○池辺委員長** 保健福祉部次長兼社会福祉課長。

**○石塚保健福祉部次長兼社会福祉課長** 初めに、行旅病人を援護する事業について回答します。

まず、予算額につきましては、令和4年度、それから令和5年度とも当初予算は200万円でした。令和4年度は4万2,000円を流用したために決算上の金額が195万8,000円となっております。ですので、令和4年、5年とも当初予算は200万円でした。

この事業での支出になります。墓地埋葬法または行旅病人及行旅死亡人取扱法による支出になります。こちらの具体的な内容ですが、葬祭を執行する者がなく市町村長が火葬、それから埋葬を行う場合、この事業から支出しております。昨年度は6件の埋葬、火葬がありました。令和4年度は4件の実績の数となっております。こちらにつきましては、基準で申しますと1件当たり大体18万5,000円ぐらいが、火葬、埋葬まで必要な金額と想定しております。ですので、毎年この件数がどの程度出てくるのかという想定はなかなか難しいんですが、年間で10件程度対応できる予算の積算をさせていただいております。結果的に令和5年度は6件という形で支出額も66万5,709円と、大分、不用額が大きくなってしまいました。

それから、続きまして、住居確保給付金事業についてです。

こちらにつきましては、コロナ禍においては、令和2年度、実績の件数としましては25件ございました。令和3年度においては9件、令和4年度については1件、昨年度の実績としましては2件、大分コロナ禍が落ち着いてきてまして件数が減ってきているという状況になってございます。この件数がなぜ伸びないかというところの理由がなかなか難しいんですが、もともと住居確保給付金は、就労活動を行っている間、離職、それから解雇などによって職を離れている間に求

職活動を行っていただくんですが、その間、居住場所の確保、それから安定ということが目的でした。そういう理由からコロナ禍においては件数も伸びてきたんですが、コロナ禍が終わると、資産要件であるとか、あるいは家賃の限度額も1人世帯、2人世帯によって生活保護の住宅扶助の基準額を使っておりますので、例えば1人世帯だと3万4,000円が上限になります。それを超えてくると、結局、自分で負担しなくてはいけないということもあって要件に合致しないことと、何らかの家賃の補助金があれば給付を受けたいというのが、コロナ禍が明けてからそういう相談の質というか、そういう形に変わってきたことになります。

実際に相談に来られた件数なんですが、こちらは生活困窮者自立支援事業といいまして、社協をお願いしている相談の中で、去年は住居確保給付金の相談が16件ございました。16件相談があって、そこから市につないでいただいて実際に給付につながったのが2件という状況になってございます。

続きまして、民生委員児童委員制度についてです。

まず、1人の委員の受持ちの世帯数の最大と最小というところなんですが、こちら行政区の単位、行政区から民生委員を推薦していただいているために単位がどうしても行政区になってしまい単純に算出するのは難しいんですが、世帯数でいいますと、今、栄町は多分、行政区で一番大きな世帯数になっていると思います。ただ、そこについては7人ぐらいの民生委員の数がありますので、単純に比較できませんが、世帯数だけでいうと、最小の世帯数は正直行政区で、57世帯で、民生委員が1人でカバーしております。あくまでも参考ですが、最大はひたち野中央行政区、こちらは2,000以上の世帯がありますが、民生委員お2人で担当しておりますので、1人に換算すると1,057世帯という状況です。あくまでも数字上のことですが、ただ、国では、1人当たりの受持ち件数というのを基準としておりまして、人口10万人未満の市では、1人当たり120から280までの世帯がおおむね適当であろうということが言われております。牛久市の世帯数と民生委員で単純に割りますと、1人当たり300ちょっとの世帯数と、今はそういう状況になっております。平均338世帯です。

続きまして、職務範囲を超える状況についてでございます。

民生委員活動の中でどこまでが自分たちの支援する範囲なのか、それともそうではないのかというところをよく事務局でも聞かれます。何というんでしょう、一般的に多いのは高齢者の病院の送り迎えみたいな、要は足としてお願いされると。それは民生委員の業務の範囲ですかと。いや、それは違いますと。ただ、例えばタクシーと一緒に乗ったり、バスに乗ったり、同乗してもらうというのはグレーなのかなというところもあるんですが、民生委員の自分の車で病院まで行ってまた乗せてくるというのは、それはもう民生委員の活動の範囲を超えていますというところでもありますとか、あるいはお金、金銭をお貸ししたりというのも小耳に挟んだりします。いろいろ、そのどこまでが私たちの役割なんですかというところを結構聞かれるんですけども、それは、基準としては、民生委員の活動の手引きという中で事例も載っていますし、そういうところを確認していただいて、もう業務の範囲じゃないと思われるところは、まず事務局に御相談してくださいという状況で今対応しているところでございます。

以上です。

○池辺委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、行旅病人に関しては、これは、基本的に毎年10件対応できるということを念頭に置きながら単純に出していると考えてよろしいですか。それが一つ。

それから、住居確保給付金事業、これは、去年は相談16件で現実給付されたのは2件というお話なんです、これは一つ周知、情報提供というのはどういう形でされているのか。皆さんが市民の方に周知されているのかということです。相談があっても、御本人のいろんな状況もあつたりしてなかなか条件に合わないものもあると思うんですが、この辺は非常に苦しい中で御相談をされていると思うので、その辺の市民に対する、相談をされた方に対する寄り添ってどういう程度なのか。単純にもう条件で割り切ってしまうているのか。16件相談のうちの2件というのは、かなり厳しいかと思うんですが、その辺をお聞かせいただければ。

そして、民生委員児童委員に関しては、ここの所帯を聞いてもびっくりしたんですが、ひたち野中央が2,000所帯以上で2人ということで、単純には計れないとは言いつつ大きいと思います。その辺、今後の対応もお考えがあればお願いします。

それから負担も、様々な面で民生委員児童委員、高齢化という問題もあるんですが、現場でやっている方々、本当にそこまでやるのというのを私はよく聞いています。その辺の、御本人が相手方と信頼関係をつくりながら活動をされているので、なかなか民生委員から相手の方に話をすることも難しいと思うので、この辺、一つの線引きといったら語弊があるんですが、何かしらその基準なりを相手の方、市民の方にも分かるような工夫が必要ではないかと思うんですが、御説明をいただければお願いします。

以上です。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼社会福祉課長。

○石塚保健福祉部次長兼社会福祉課長 まず、1点目の行旅病人の援護事業につきましては、毎年10件程度というものを想定してございます。

次に、住居確保給付金事業について、まず一つ、こちらの周知についてというところなんです、こちらは、先ほど申し上げたとおり生活困窮者の相談自立支援事業というものを社協に委託しております。その事業の中で生活困窮の原因は何なのかというところを丁寧に聞き取って、相談をしていただいて、生活保護が必要な人はもちろん生活保護に、住居についての相談であれば住居、でも、住居確保以外にも、例えば社協の生活福祉の貸付けで対応できるとか、そういったところ、どういうところに困っているのかというところを社協で丁寧に聞き取っていただいた上で必要な支援に回していただいているというところなんです。

ただ、住宅確保のみの周知につきましては、今、特段、特出ししてPRをしていないものから、そこら辺は、今後、市のホームページ等で案内したりというのを検討していきたいと思えます。

それから、民生委員の今後の対応についてというところですが、今、牛久市は定員が123名と県の条例で決められておりますが、昨年だか一昨年だかに県から定数の見直しというところが

ありまして、牛久市の123名は減らしますと逆に言われたことがあります。それは、それでは困ってしまうということで、民生委員児童委員協議会の会長名と市の市長名で県に、今の定数を最低でも維持するように、むしろ定数を上げてもらって、今の成り手不足というのが裏側にはあるんですが、定数をそもそも増やしてもらって1人当たりの民生委員の負担を減らしていこうと、そういった考えも市にあります。なので、今後、県でまた多分、民生委員の定数の見直しが図られると思いますので、その際には、市としては、定数を増やしてもらいたいという要望をして対応していきたいと思います。

それから、最後に、市民の方が分かりやすい民生委員活動のできる範囲というところなんですが、そこにつきましては、どうしたら具体的に分かりやすく周知できるかというのをこれから民生委員児童委員協議会と御相談させていただいて、事例も含めて、そういったガイドブックではないですけども、牛久市独自のマニュアルみたいなものの作成を検討していきます。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございますか。山本委員。

○山本委員 山本です。

3点お願いいたします。

まず、260ページの0109「子育て世代包括支援センターを設置し利用者支援事業を実施する」、詳しい内容が認定資料の53ページ、産後ケアのことが出ております。令和5年度、いろいろ制度が変わったみたいなので、この中で利用者数もとても増えたのかと思うんですけども、そこら辺の確認をもう一度したいと思います。

そして、この中で利用料減免対象者というのがあるんですが、この方たちがどれぐらいいらっしゃるのかというのをお尋ねしたいと思います。

そして、今、市内の委託している医療機関は8か所となっているんですが、このうち市内が何か所になっているのか、つくばセントラル病院以外にあるのかお尋ねしたいと思います。

そして、これを見ますと、妊婦の届出の数のほとんどが、保健師の面談をしてくださっているというのがこの数字から分かりました。この中で、保健師の面談427名のうち要支援の妊婦数が197名と出ております。こういう方たちを産後ケアとかほかのそういう支援にどうつなげていかれたのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、252ページ、0110の「新型コロナウイルス感染症予防接種を実施する」というところです。この中に予防接種健康被害調査委員会というのがありますが、こちらの方のメンバーの構成、どういう方たちがこの委員になっていらっしゃるのか、そして令和5年度のこの中の申請数、あとは協議内容についてお伺いしたいと思います。

それから、182ページです。0104「長寿をたたえる事業を実施する」。事業に該当する令和5年度の対象者の人数を教えてくださいたいと思います。

そして、これは令和5年度から事業内容が大きく変わったということで、市民の方からの反応というんですか、いいことも悪いこともあったかと思いますが、そこら辺も含めてお伺いしたいと思います。

以上、3件です。

○池辺委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 お答えいたします。

まず、最初の子育て包括支援センターを設置しというところですが、産後ケアの利用減免というのは、牛久市の場合は、1人につき10回まで利用できるんですけども、利用減免の対象になるのは5回までということになっております。その産後ケアの内容としましては、宿泊、通所、訪問とありまして、あと託児もあるんですが、その中で1から5回の対象者につきましては、宿泊が98件、実人数が51人、通所に関しては145件で実人数が60人、訪問に関しては、17件で実人数が8件となっております。

市内の委託医療機関なんですけれども、令和5年度は8か所ということで、そのうち2か所が牛久市内ということで、つくばセントラル病院と助産院A t e L uというところの2か所になります。A t e L uはひたち野西にある助産院となります。

余談ですが、令和6年度に2か所増えまして、今現在は10か所となっております。

産後ケアにつなげる取組なんですけれども、まず情報周知としまして妊娠届出時に全員にチラシを配布しております。御本人が来られる場合と御主人とかが来られる場合があるかと思いますが、チラシを全員に配布しております。

中身としましては、出産後、頼れる家族がいない方とか初産で子育てを習得したいという方などが出産後すぐに利用したいということもありますので、妊娠中からその情報を周知しております。

それと、妊婦の8か月面談というのをやっております。そのときと、あとは、産後の赤ちゃん訪問などを全員にやっておりますので、その赤ちゃん訪問のとき、それと、3～4か月健診のとき、子育て相談のときなどに面談を行っているんですが、その中でサポート不足を感じた場合に申請の御案内をしております。

次に、新型コロナウイルス予防接種の健康被害調査委員会なんですけれども、委員は5名となっております。医師が2名、県の保健所長と県の健康増進課長、それと市の保健福祉部長の5名となっております。

そして、申請数なんですけれども、現在までに13件の申請がございます。実人数としては12名です。1人の方が2件申請をしておりますので12名ということになっております。令和4年度が7件、令和5年度が3件です。令和6年度に関しては2件で、今、準備中が1件ということになっております。結果としましては、申達12件中6名が認定されまして4名が却下となっております。2名が今審査中ということです。

委員への協議内容としましては、進達の内容が適切か否かということと、書類が不備でないかということと、それと、進達に当たっての意見、あくまでも意見ですので、これが被害に該当する症状かどうかというのは、最終的には国が判断するんですが、その委員の個人の意見としてそれを述べていただくということになっております。

流れとしましては、本人から御相談を受けて、必要書類を受理しまして、その必要書類という

のは、病院を受診した証明書とか診療記録、それから検査記録、それと支払いをした領収書、そういうものを取り寄せていただいて、それを併せて申請をしていただきます。申請が上がったところで予防接種の健康被害の調査委員会を開催いたしまして、委員の半数以上が国への進達が適正と判断した場合に国へ進達をいたします。それで、国の厚生労働省の疾病障害審査会により決定をされまして、国の調査結果が市に届き次第、申請者に説明をいたしまして、手帳の交付とか医療費等の支払いの手続に入ります。

決定までの期間で、これは難しいんですが、病名、症状とかが微妙な場合は時間がかかることもあるんですけども、早くても進達してから半年、平均すると大体1年から1年半ぐらひはかかっている状況となります。

以上です。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 敬老の長寿をたたえる事業に関してなんですけれども、令和5年度の対象者、まず75歳以上の方が1万3,978名おられて、88歳の米寿の方427名、100歳の方17名ということで、合わせますと1万4,422名の方が対象となっております。

あと、変わったことへの反応なんですけれども、今回、書留で送る形でお祝いのクオカードを送らせてもらったんですが、再配達を依頼するときに、まず一番最初の時点で郵便が届くときに届けてもらえなかった。不在票が入っていて、その再配達を依頼しようと頑張ったんだけど、自動音声の対応になってしまっていて、郵便局でのやり取りができずに市に取りに来たという声が一番多くて、あとは少数意見なんですけれども、そういうものも合わせてだと思んですが、敬老の日に届けてもらえなかった、手に入れられなかったというので残念だったというお話がありました。

今年については、郵便局とのやり取りで早めに届けるようにということでの動きとともに保管期間の周知なんかをして、今回、ホームページにも敬老の事業を分かりやすく記事として掲載をしているので、そちらも併せて御覧いただければ、どれぐらいの期間まであるかということは、明記はできないんですけれども、あまり詳細に書いちゃうと、オレオレ詐欺みたいなものに引っかかっちゃったりもすると大変なので、振り込みますなんて書いちゃうと危なかったりとか、こういうものが行きますという写真も載せないんですけれども、今こういう進捗になっているということではできればと思ったので、もう発送はしていますとかそういったことは書いて、郵便局では、20日には保管期間満了のものが市に戻ってくるという形になるので、以降は、今年度については、再度また通知を差し上げて、普通郵便で一回また戻ってきちゃったので直接窓口に来られるか、もう一度郵送を希望されるか選択をさせてもらう、そういうやり方にしていこうということで今動いているところです。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

これは産後ケアなんですけれども、1,200万円ほどかかっているんですが、これは、財源

としてはどこ、市の一般財源なのか、そこを確認したいと思います。

あと、今8か所あって市内は2か所、あと、私もチラシを見ましたら取手とか守谷とか、妊婦さんというか産後のお母さんたちにとってはちょっと遠くなるのかなというところもあって、今この市内の2か所の利用はこの中の何割ぐらいになるのか、分かればお示しいただきたいと思います。

それから、長寿をたたえるクオカード、私も今年は母のを頂きましたけれども、今、再配達という言葉がありました。結構、再配達の割合が多いんでしょうか。アバウトで結構なんですけれども、どれぐらい分かればお示しいただきたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 産後ケアですけれども、今年2か所増えたところは、筑波学園病院と、それと市外、レディスクリニック結というところで2か所になって、市内はなかなか増えないというところなんですけれども、つくばセントラル病院は2割ぐらいですか、意外に少なくなくて、ほかの人気のあるところが増えている状況になっております。

もう一つ、財源に関しましては、2分の1が国の財源になっております。

以上です。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 自動音声の割合なんですけれども、昨年度、課内でいろんな御意見を伺ったものの集計を取ってしまして、最多と申し上げたのは一番目立つところで4件、11意見があった中の4件がそういったお話だったということで、あとは3件とか1件とか少数なんですけれども、同じような理由というところが一番多かったという説明の仕方をさせてもらったんですが、割合としてはそんな形で、これまでやってきた事業の中では一番御意見が少なかったのも、そういう意味では、皆さんのお手元に一番届きやすかったやり方だったのではないかと感じているところであります。

以上です。

○池辺委員長 どうですか。

それでは、まだ一周していないんですけれども、お時間も1時間ちょっと過ぎたので、ここで暫時休憩させていただきます。再開は15時40分をお願いします。

午後3時33分休憩

---

午後3時40分開議

○池辺委員長 少し時間が早いんですが、全員おそろいなので休憩前に引き続き会議を開きます。須藤委員。

○須藤委員 それでは、3件お願いいたします。

まず1点目が、174ページの0107「地域におけるネットワークづくりを支援する」ということで地域福祉ネットワーク、この令和5年度の実績をお示してください。

先ほど地区社協との関係で、地域福祉コーディネーターの件が地区社協から出ているという答弁があったのかと思うんですが、こちらの事業ではなかったのかと思ひまして、この地域のネットワークづくりと地区社協との関係性も併せて伺いたいと思います。

それから、232ページの0102の「生活保護の相談と認定をする」ということで、相談件数、認定の状況等を伺います。

また、新聞等で今言われているのが、つくば市における生活保護の過大支給ということが問題になっておりますが、牛久市ではこうしたことが生じない状況ができていのかどうか。例えば、ケースワーカー1人が扱っている件数であるとか、この辺がきちんと適正でないと、訪問とか面接等の実施というのができていないとそういう、あれは障害の関係でしたけれども、生活困窮の面も含めてケースワーカー1人が抱えているのと、実際にきちんと面接・訪問等が行われているのか。こういうのは、よくうわさ話として出てくるんです。居住実態の中で、子供がいないのに子供と一緒に加算されているんじゃないとか、いろんな地域のうわさのような形で入ってきますので、そういう返還のことが生じない状況の確認です。

それから、雑収入で、生活保護の63条、78条、85条の関係で生活保護の返還金というのが生ずる場合があると思うんですけれども、この辺の徴収がどう行われているのか。それから、雑収入で不納欠損になっていると。これは雑収入における不納欠損という中に含まれているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それから、あともう一つが、254ページの0111「介護予防と保健事業を一体的に実施する」ということで、これまで健康づくり推進課で行われていた介護予防が医療年金で実施されて、医療との連携による、医療に結びつかないように介護予防とかというものも含めてやっておられると思うんですが、この辺の実績について。それから、あと、フレイル対策等もこの中で行うというお話だったのでその状況。それから、あと、オペレーションアプローチはたまたハイリスクアプローチ等が行われているんだろうと思いますが、その点についてどういう状況になっているのかを伺います。

以上です。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼社会福祉課長。

○石塚保健福祉部次長兼社会福祉課長 初めに、地域におけるネットワークづくりを推進する事業についてでございますが、この事業の目的ですが、地域福祉コーディネーターを配置し、地区社協活動の支援をはじめとする住民参加による協働活動の推進や市民の多様な福祉課題、生活課題に対応できる総合的な相談機能の充実を図るなど、地域の福祉力を高めることを目的として実施しております。昨年度の業務内容・実績でございますが、まず、1点目が、地区社協活動を進めるためのリーダーの育成研修を行いました。それから、続きまして総合相談、こちらは心配事相談であるとかあんしんホットライン、こういった総合相談の充実に努めました。次に、地域かわら版の普及であるとかFM-UUを活用しまして必要な情報を提供してございました。それから、小学生向けの認知症サポーター養成講座の実施、それから地区社協会長を集めた会議の実施と事業内容が細かいところがかなりあるんですが、まず、地域福祉コーディネーターという職員

を先ほど地区社協にも1人専属で雇っているんですけども、こちらでも各ネットワークをつくるために専任の職員をこの事業にも配置して人件費を入れてあります。昨年度は2名の職員を当初予算で計画していたんですが、1名の専任職員が育児休暇に入ってしまったので、その間、パート職員を採用したために人件費部分が不用額となってございます。

次に、生活保護の認定についてでございます。昨年度につきましては、まず生活保護の相談件数ですが、191件の相談を受けました。この相談の内容につきましては、制度そのものを知りたいであるとか、念のために聞きたいとかという相談も含めての数字になります。実際に相談を受けて申請を受付した件数が82世帯、その中で生活保護を開始した世帯が71世帯、申請を受けたんですが申請の却下、調査をしてみたら預貯金が出てきたりとか、要件に合わなく申請を却下した件数が9件ございます。それから、申請をしたんですが取下げという形が2件ございました。令和6年3月末現在は、445世帯579人の被保護者となっております。

それから、今の生活保護の職員の体制でございますが、現在、ケースワーカーが5名います。そのほかには、査察指導員というケースワーカーを指導する立場の者が1名ございます。ケースワーカーの定数ですが、社会福祉法に定めておりますケースワーカーの1人当たりの持ち件数というのが80世帯と決められております。ですので牛久市においては、今、400世帯以上いる状況なので、法律からいうと1名は不足しているという状況となっております。

そういう中で生活保護の支給に当たっては、つくば市みたいな事例は、牛久にはございません。きちんと事務は執行している状況でございます。

続きまして、生活保護の不納欠損についてでございます。決算書にあります不納欠損194万6,472円、こちらの内訳ですが、まず、生活保護法の63条といたしまして、資力があるにもかかわらず保護を支給した場合には、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関に返還しなければならないという法的なものがございます。こちらが昨年、1件ございまして、金額につきましては50万7,480円、内容につきましては、児童扶養手当を頂いていた方が収入の申告をせずに保護を受けていたため、それに相当する金額を返還してくださいというものが1件あります。

それから、もう一方で、生活保護78条の徴収金というものがございまして、こちらが1件、143万8,992円、こちらの内容につきましては不実の申請、それから、その他不正な手段によって保護を受けた場合には金品を返していただくという法律になっております。こちらにつきましては、被保護者の方が、就労収入があったにもかかわらず、収入申告を長い間、市の福祉事務所にしておらず、その間の保護費として支給した分を返してくださいという内容になります。

以上2件、合計194万6,472円を地方自治法の第236条、税法ではなくて地方自治法の金銭債権の消滅時効という項目で、5年間経過して時効によって消滅したということで、不納欠損をさせていただきました。

それから、不納欠損以外の収入未済についてでございます。令和5年度末現在で生活保護における先ほどの63条、それから78条を含めた徴収金の調定が約2,500万円ある状況です。年間、人数にしますと40人の方から、今、それぞれ毎月分割納付などで徴収金を返還していた

だいている状況になります。大体、年間百数十万円の金額を返還していただいている状況となっております。

以上です。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 医療年金課宮本です。よろしくお願いいたします。

「介護予防と保健事業を一体的に実施する」につきましては、御質問にございましたように、後期高齢者と国民健康保険加入者の医療データがございます私ども医療年金課へ令和4年度から一体化事業等で移管をいたしまして、また、専門職員も健康づくり推進課から医療年金課に異動して当たっているところでございます。あくまでも主管課ということで、実際には、介護保険の担当課であります高齢福祉課ですとか、文字どおり健康づくり推進課といろいろ連携しながら一体的に取り組んでいるところでございます。

まず、フレイル予防、ポピュレーションアプローチの部分なんですけれども、昨年度におきましては、その前の年、令和4年度にあつては、中根小学校、牛久小学校、牛久第二小学校、向台小学校と4つの小学校区で行っていたものに岡田小学校と神谷小学校の2つを追加いたしまして、昨年度は6つの小学校区において実施をしてございます。

内容といたしましてはフレイル予防の3本柱、運動、栄養、それから社会とのつながりというものをテーマにいたしましたかっぱつ体操参加者に対する教室の開催ということで、6小学校区ありまして、1小学校区当たり1行政区ということで、都合6行政区に対しまして、今申しましたフレイル予防の3本柱について、それからオーラルフレイル、口です、口腔のフレイル予防について、それから総復習ということで、1行政区当たり3回、教室を行ってポピュレーションアプローチを行っておるところでございます。実績といたしましては、もちろん小学校区を増やした関係もございまして、令和4年度の232人から413人に参加者が増えておるところでございます。

それから、ハイリスクアプローチなんですけれども、令和5年度に関しましては、まず、糖尿病性腎症の重症化を予防することが1つと、糖尿病や高血圧のコントロールがうまくいっていない人への支援の2つを主なテーマといたしまして実施しております。

まず、糖尿病性腎症の重症化予防なんですけれども、血圧ですとか血液中のある物質の値を基に対象者を抽出いたしまして、対象者の数がまず141名、それから受診することをお勧めして、新たに糖尿病ですとか血圧の受診につながりましたのが35名の方で、割合にしますと25.0%と。

それから、糖尿病や高血圧のコントロールがうまくいっていない人への支援につきましては、やはり同じく血圧や血液中のとある物質の値に加えまして、1年間、お薬が処方されていない人という条件を加えて対象者を抽出いたしまして、その人数が15名、結果、受診につながりましたのが10名で66.7%という実績結果になってございます。

これら受診につながった人たちが、ある意味、成果だと考えています一方で、裏返せば、つながっていない方々がまだまだいらっしゃいます。特に糖尿病性腎症につきましては、つながった

人たちのほうが少ないわけでごさいます、成果がある一方、こちらが課題であると考えてごさいます。

以上でごさいます。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 ネットワークづくりですけれども、コーディネーターがそれぞれの事業で配置されているということを知らなかったもんですから、そういうことだったんですね。これは今後の話になりますから、ここで聞くことではないのかもしれないんですけれども、地区社協、地域の福祉活動をどんどん、介護保険の軽度者が介護保険から外れるのではないかとということが言われております。まだ実施されているわけではないですが、その受皿となるというのがこの地域住民の地域活動ということになると、今の地区社協は住民たちの自主活動という展開をしておりますけれども、ここにある意味、意図を持った市の活動まで加わってくるのかなと考えられると、このコーディネーターの役割等が重要になってくると思いますので、これは今後の課題として個々の活動、そうした展開をも含めて地域活動をどう支えていくのかを御検討いただきたいと思います。これは結構です。

それで、生活保護ですけれども、今、63条、78条関係の返還金の件も伺いました。これが、なぜ先ほどケースワーカーの件を言ったかという、誤支給というわけじゃなくて、意図的に申請者が虚偽の申告をして、こちらがそれを見抜けなくて支給したという事例もあると思うと、入り口のところでこの水際対策をしろということではなくて、来た人は何でもはねつければよいということを行っているわけじゃなくて、適切なケースワーカーが聞き取るということが、その後の返還に至るような、ここはどうやって不納欠損、収入未済額できちんと徐々にでもやってくださる方はいますけれども、そういう状況に行かない方が多くいらっしゃると思うので不納欠損につながるわけです。そうすると、水際対策ではなくて、入り口の段階での適切な生活保護のそうした今状況、精神保健福祉士も含めて専門家も入っていらっしゃるようですけれども、この充実策、専門家がいればいいのではなくて、職員の中でたたき上げと言いはちょっと変なんですけれども、現場の中でそうしたスキルを持っている人たちもいらっしゃると思うので、その資格を持った人、それから、そういうふうに現場で生活保護の支給の在り方をやってきた方、こういう方々の情報共有というのか、その辺をきちんとできる体制、意見交換等が組める体制が現段階であるのかどうかということ伺いたしたいと思います。

それから、介護予防と一体的に実施するということで、まさに医療との連携の中でこうした点が増えられるということで、糖尿病性腎症を減らしていくということにつながっていくと思うので、ここももう要望にしちゃいますけれども、一つ一つレセプトの点検でもう分かってくる、その前の市民ドック等の中でのことも分かってくると思う。その各課の連携を強化しながら生活習慣病予防につながらないような、そうした各課内の部内の連携をお願いをしたいということで、これは結構です。生活保護の関係だけ答弁をお願いします。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼社会福祉課長。

○石塚保健福祉部次長兼社会福祉課長 先ほど委員からもありましたように、生活保護の相談か

ら入って、本当に適切な相談、入り口というところが非常に重要だと思っております。今の牛久の実情としましては、ケースワーカー5人のうち半分以上、3人が、まだ入職してから3年ほどの経験でございます。いきなり生活保護の相談を受けて一から十までその人を支援するというのは、制度のことは説明できても難しいところがあるのが実情です。そのために査察指導員というケースワーカーを指導する者が立場としているわけですが、昨年から指導員が変わりまして、その前の指導員が、今、社会福祉課の課長補佐をしていますので、そういった業務経験が長い職員から事あるごとに若い職員へ適宜指導している状況でございます。本当に相談が一番きっとケースワークをする上において、援助する技術であるとか経験というのにも必要になってくる部分でありますので、そこら辺は、今後も適正に行えるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 最後にもう一つ、生活保護の件で、要望という形で、課長ももう御存じでいらっしゃると思う、私のところに御相談があった方の件でございますけれども、ああいうものも最初の聞き取りというところが、問題を抱えているからもうその段階でケースワーカーの人たちが大変だというのは重々分かるんですけども、これが高齢福祉課との関わりの中で生じたことがこじれて、何というんでしょう、不正とかそういうのではないですけども、職員が対応するのに困難になるという状況を生み出したりしておりますので、自分のところだけではなくその方の親がいたりするとその他の関係、介護なんかが生じますから、そういうところの連携も含めて丁寧な対応、受付をお願いしたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 続きまして、高嶋委員。

○高嶋副委員長 すみません。240ページ、0106「日曜・祝日・年末年始の休日救急診療医療機関を確保する」とありますが、これは稼働日数と、確保するとなっているんですけども、どこまで御対応いただけるのかというところをお願いします。

○池辺委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 お答えいたします。

この休日当番を確保するという事業ですけども、これは、通常の診療が行われない休日とか祝日の救急医療体制を整備するという事で、牛久市医師会の協力の下に委託をしまして、なので1年間の日曜・祝日の日数を計算しまして、それで、1日につき1回6万円ということでお支払いをしているんですけども、それで、その年の日数によって予算が変わっております。牛久愛和総合病院とつくばセントラル病院で、お盆中の日曜日とか、あとは、年末年始とかそういうところは牛久愛和総合病院、つくばセントラル病院の救急で対応していただいているんですけども、これは牛久市の医師会での何というんですか、医師会が主導で自主的に御協力をいただいているという事業になっておりまして、基本的に日曜日に診療を行っている医院に関しては、お金をお支払いはしていないんです。ただ、決まりがありまして、日曜日でも祝日が続いているといいますか、そのときにはお支払いする。単独で日曜日の場合は、基本的に日曜日はもう通常の

診療になっていますので、そのときはお支払いが生じないということで、とても医師会には御協力をいただいております。基本は午前中の診療ということでお願いしております。

○池辺委員長 高嶋委員。

○高嶋副委員長 ありがとうございました。

まさにお盆中の出来事だったんですけれども、市民から連絡をいただきまして、鼻血が出ちゃって止まらないという、一旦その担当のところに連絡したら、大きい病院に行ってくださいということで行かれたそうです。夜中に1回止まって、家に帰って、また出ちゃったから行ったんですけれども、もうその大きい病院でも、うちでは、これ以上は担当の先生、本業の先生というんですか、がいらっしゃらないからもう手をつけられないですというので相談があったもので、僕も電話してみたんですけれども、その経緯は話したんですけれども、そこでは大きい病院に行ってもらえないということで、結局、大きい病院に行ってください、大きい病院に行ってください。じゃあこの大きい病院に連絡すればいいですかと、それはもうそっちで調べてくださいという返しを受けました。果たしてこれがここに書かれているような「医療機関を確保する」に当たっているのか、これが疑問になりまして、こういった対応であれば、先ほどの答弁からすると、やっつけているということでしたが、これこそこのDXか別の課で推進しているのであればそういったところと、そして電話対応なり、いろいろチャットボットなり、そういったものも進めていくなりというの、少し見直しが必要なんじゃないかと思いましたが、ただ、この辺を、実情のところをどこまで把握されているのかというので、今、質問させていただきました。答弁は結構です。

○池辺委員長 続きまして、質問。塚原委員。

○塚原委員 私は委託料について2点お願いします。

197ページの地域活動支援センター費で、これが委託料1,600万円と出ているんですが、これは一体何を委託してどう委託を選定したのか、それをひとつお聞きしたいと思います。

それから、もう1点が、216ページ、これは子ども・子育て支援事業計画策定、これも委託になっているんですけれども、この委託は、恐らく子ども・子育て支援センターの事業計画なので、具体的にこれは160万円だと思うんですが、どんなものを委託してどんな事業計画ができて、その結果、今どう反映されているのか。

以上2点、お願いします。

○池辺委員長 障がい福祉課長。

○富田障がい福祉課長 それでは、197ページ、198ページの地域活動支援センターに係る委託料について御説明をさせていただきます。

こちらの地域活動支援事業というのが、障害のある方が自立した生活を目指すために活動の場所、生きがいくりの場所の提供ですとか相談、それから障害特性に応じた機能訓練・生活訓練を行うために近隣の事業所に委託をしているものになります。こちらの事業は3事業所に委託をかけておりまして、1か所が稲敷市にありますいなしきハートフルセンター、こちらは牛久市ほか近隣6市町でもって委託を行わせていただいているものになります。主に精神障害のある方が

通院と並行して生活訓練などを実施しているものになります。それと、牛久市の福祉センターにあります身体障害者デイサービス事業、こちらは牛久市の社会福祉協議会に委託をしております、身体障害者の方の生きがいづくりですとかリハビリテーションなどを実施してございます。あと、もう一つ、市内の久野にありますケアセンター梵、こちらにつきましても精神障害の方への居場所の提供ということで、居場所の提供、相談等々の活動を実施させていただいております。いなしきハートフルセンターにつきましては、延べで令和5年度1,815名が利用されています。身体障害者デイサービスにつきましては、昨年度、延べで3,103人が利用をしております。梵につきましては、1名の利用ということで少なくなっております。

以上です。

○池辺委員長　こども家庭課長。

○長江こども家庭課長　こども家庭課の長江です。よろしくお願いたします。

「子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援をする」の委託料についてですが、こちらは計画策定のための委託料となっています。こちらなんですけれども、子ども・子育て支援事業計画といいまして、子供の子育て支援に関する保育とか教育、その必要な量の見込みと確保の方策を定めている計画になります。

こちらにつきましては、現在、第2期の牛久市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育園の利用定員とか幼稚園の利用定員など計画に基づいたものを定めております。こちらが、第2期が令和2年度から令和6年度までの5年に1度、策定をしているんですけれども、今年度末までになりますので、現在、令和5年度から第3期の子ども・子育て支援事業計画を立てるための作業に入っております。令和5年度につきましては、どれぐらい子育てに関するニーズがあるかどうかのニーズ調査を行う年になっておりまして、令和5年から6年にかけて計画策定の業務を委託して、令和5年度、ニーズ調査、あと、計画を策定するための会議の運営などの業務を委託している金額になります。

以上です。

○池辺委員長　塚原委員。

○塚原委員　じゃあ特にさっきの家庭、事業計画の委託の件なんですけど、調査の委託ということで、これは、委託を選定する際に入札でやったのでしょうか。事業なんかのプレゼンをしてプロポーザルで選んだのでしょうか、そのことを教えてください。

○池辺委員長　こども家庭課長。

○長江こども家庭課長　こちらなんですけれども、入札で行っております。

○池辺委員長　塚原委員。

○塚原委員　入札でどういう事業者が選ばれたか教えてください。

○池辺委員長　こども家庭課長。

○長江こども家庭課長　指名競争入札を行いまして、現在委託している事業所なんですけれども、株式会社都市環境計画研究所に委託をしております。

○池辺委員長　塚原委員。

○塚原委員 了解しました。結構です。

○池辺委員長 ほかに。大森委員。

○大森委員 大森です。じゃあ3点お願いします。

まず、202ページ、「健康な高齢者を表彰する」ということで、89万7,000円ということで、これは令和5年度限りということなんですけれども、実際、どういう効果があって単年度だけだったのかという理由をお聞かせください。

2つ目に、244ページ、公的病院等運営補助金5,516万4,000円、病院に関する補助金に対する事業内容について教えてください。

また、同じ244ページ、「予防接種健康被害救済制度による給付を実施する」で590万4,000円、こちらについても事業内容を教えてください。

以上です。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 「健康な高齢者を表彰する」について御説明を申し上げます。

事業概要といたしましては、後期高齢者医療の加入者で、1年間、医療機関に受診する必要がなかった被保険者を健康高齢者としてお祝い金を支給する事業でございます。

平成21年度に始まりまして、途中いろいろ改正があったり制度変更があったりしたところではあるんですが、令和5年度におきましては、75歳以上の5歳節目の方に対しまして、対象の方87名に1人1万円のお祝い金をお支払いいたしましたので、決算額87万円というところでございます。

効果等々なんですけれども、なかなかここが一概に難しいところございまして、もちろん健康でよかったですねと、お祝いをいたしますということで、それが本来の目的・趣旨ではあったんですけれども、仄聞するところによれば、欲しいので病院にかからないんだとおっしゃる方もいたりしたようでして、それでは実際どうなんだということもあったり、事業そのものの役割も鑑みて昨年度、令和5年度いっばいで事業としては終了して、今年度は当初予算にもございませんという状況でございます。

以上です。

○池辺委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 まず、「公的病院等及び私的二次救急医療機関の運営を助成する」という事業についてですけれども、これは、つくばセントラル病院と牛久愛和総合病院への補助金になります。公的病院がつくばセントラル病院になりまして、もう一方が二次的医療機関というところで、牛久愛和病院ということで補助金を出しております。

私的二次救急病院というのは、公的病院ではないけれども民間の病院が二次救急を行うところということで、牛久愛和病院がその指定になっております。牛久愛和総合病院に関しましては、令和3年度から2,000万円を補助しております。つくばセントラル病院に関しましては、令和5年度は3,516万4,000円ということで補助をいたしております。

それと、もう一つ、予防接種の健康被害になりますけれども、この「予防接種健康被害救済制度による給付を実施する」なのですが、これに関しましては、牛久市では、大きなところで子宮頸がんワクチンの健康被害の方がいらっしゃいまして、その方にお支払いしている医療費と医療手当、それプラス新型コロナ予防接種で健康被害に遭った方で、国で認められた方に関しての給付が合わさった形の決算となっております。令和5年度に関しましては565万2,285円が決算額となっておりますけれども、そのうち子宮頸がんの健康被害の方は357万4,265円で、そのほかの残りの額207万8,020円に関しては、新型コロナ予防接種による健康被害の6名の方にお支払いした医療費の61万7,570円と医療手当の146万450円ということになっております。当初予算は340万円でしたが、コロナの健康被害の方が認められたということで、令和5年度12月と3月に合わせて227万1,000円を補正させていただいております。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。それでは、決算書の192ページ、0104「障害者へ補装具を給付する」ということで、説明資料の17ページ、不用額が100万円以上あるということで、理由が申請件数の見込みを下回ったと、前年度も同じ理由ですが、予算額は前年度より増えております。執行済額は、しかし前年度より減る。執行率も前年度より減っている。当然、予算残額は前年度より大きくなっているということで、この見込み違いの理由をお聞かせ願いたいのと、これは予算でしっかりやんなくちゃいけなかった話なんでしょうけれども、決算を踏まえて前年度と同じ理由であるのであれば、しかも、こうして執行率も低く、そして不用額も増えているのであれば、一般的には予算額を少し考えるんじゃないかと思うんですが、この辺の予算の立て方、これは、保健福祉部だけではなくてほかにも言えると思うんですが、予算途中での予見し難い事情があって不用額が増えるのは、これは仕方がないことだと思うんですが、前もって想定とかあるいは見積りをしっかりしていれば、なかなかこういう見込み違いも大きく出る事態にならないんじゃないかと思うんですが、その見込み違い、どうなったのかということをお聞かせいただければと思います。

あわせて、同じような話なんですけれども、決算書196ページの0108「重度障害者の入浴を支援する」ということで、説明資料18ページ、同じ理由です。申請件数が見込みを下回ったと。予算額は、こちらは多少減っています。執行済額は多少増えていると。でも、執行率は低いという状況です。この辺の見込み違いの理由についてお聞かせいただければと思います。

それから、3点目に関しましては、決算書の182ページの0103「養護老人ホームの運営を支援する」ということで、こちらは説明資料の21ページにあるんですが、執行率が11.99%ということでもかなり低いです。この何でしょう、措置の必要な高齢者が予想を下回ったためという理由があるんですが、これは、措置の具体的な内容を教えていただきたいことと、こうした予想を下回った予想違いの理由ということを併せてお聞かせください。

以上です。

○池辺委員長 障がい福祉課長。

○富田障がい福祉課長 それでは、まず、補装具費の見込み違いというところから御説明をさせていただきますと思います。

こちらの補装具費なのですが、令和5年度の当初予算編成時に例年の補装具費の支給実績、それから身体障害者手帳交付の増加傾向を見込みまして予算計上を行いました。令和5年度の補装具費の支給決定額は2,258万8,314円ということで、予算額に対してはおよそ89%の支給決定となっております。ですがこちらの補装具が、給付決定を出してから実際にオーダーメイドで個別に作製を始めるために、それが2週間程度でできるものもあれば、長いものと半年から10か月程度かかるということで、給付決定をしてから実際の支払いまでに時差があったということが大きな乖離の原因の一つになっています。実際に令和5年度中に支給決定を行ったんですが、3月31日までは作製途中ということで、実際の請求にかかっていないものが全部で26件あります。合計金額といたしましては、834万8,990円ということになっております。給付決定を出すときには、予算を見ながら給付決定を出しているところなのですが、実際の作製の日数がかかってしまうので、給付決定を出した年度内に作製が間に合わず、実際の請求が翌年度以降にずれ込んでしまうというところが難しいところになっております。

それから、もう一つの「重度障害者の入浴を支援する」という事業になります。こちらは、在宅の重度障害者に対しまして、特殊浴槽を搭載した車などにより入浴支援を行うサービスとなっております。年度当初の実利用者は4名でした。うち1名の方が昨年、令和5年5月に介護施設に入所となりまして、障害福祉サービスからの在宅支援が終了となりました。その方が月9回の利用でしたので、6月から3月の10か月分で90回の回数が利用減となったところが大きな理由です。

しかしながら、年度の途中でも利用申請がありますので、予算としてはそのまま維持をさせていただいております。結果といたしまして、年度の途中で新規利用者が1名ありましたので、年度末時点での利用者もまた年度当初と同じく4名ということになってございます。

以上です。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 「養護老人ホームの運営を支援する」の部分なんですけれども、まず、措置の内容に関してなんですが、経済的な理由や環境上の理由で居宅において生活困難な入所の方、これは虐待なんかも含むんですけれども、そういった方に対して措置入所という手段を取るという形でやっております。

今回の執行率が低かった、その措置の必要な高齢者が予想を下回ったためというのがあるんですが、基本的にそういう状況の方がどれぐらいいるかということをやりますけれども、今回、実は、令和5年4月17日に入所措置していた方が亡くなられたんです。それでもって年間の予算分、当初、4月にお亡くなりになってしまった関係で、その後のものが全部不用額として計上になってしまったということがございますので、あまりそういうことは書けないもので、こんな理由ですみません。

以上です。

○池辺委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今おっしゃった死亡なんていう、これは年度途中の予見し難い事情なので、それは致し方ないと思います。障害者へ補装具を給付するというその部分に関しましては、翌年度に給付が回っているというそういうお話をされていたのであれば、この申請件数が見込みを下回ったという理由よりも、そういうふうにして書いていただければ分かるんですが、何でも結構、その見込み違いと、申請数が見込みより少なかったと書くと、よく読んでいて分かりません。今、御説明していただければ、なるほどそういう事情があるのであれば、当然ながら不用額が増えてきた、仕方がない、執行率も下がるんだらうということは、こちらで理解できます。ですからこの説明資料も、この間も言わせていただいたんですが、丁寧に書いてあるところは丁寧に分かりやすく書いていただいているんです。ところがみんな同じ文言になっていたりとか、その辺をよく部内でも検討していただいて、こちらが理解というか納得しやすい理由を書いていただければ全部質問してしまうことになりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○池辺委員長 副市長。

○鷹羽副市長 御指摘のとおり、この理由については丁寧さが足りないところがございますので、これは改善したいと思います。その上で御説明が担当からありましたように、特に福祉の場合はセーフティーネットという部分がございますので、一定の不用額が出るのは、これはやむを得ない部分があると思います。とはいっても、きちんとしたそういうことを御説明させていただくというのが私ども執行部の役割だと思いますので、きちんとこれは、次回以降、説明できる理由を記載したいと思います。よろしくお願いします。

○池辺委員長 続きまして、質問のある方。山本委員。

○山本委員 お願いいたします。

重なるところもあるんですが、須藤委員がおっしゃったところで174ページの「地域におけるネットワークづくりを支援する」というところです。今、何点か内容があったんですが、この中に、昨年度、ふれあいサロンの活動もたしか入っていたと思うんですけども、このふれあいサロンというのは、行政区で今行われているふれあいサロンと理解していいのかどうか、そこを教えていただきたいと思います。

それから、次の176ページです。0114「地区社協活動を推進する」、先ほどこれの地区社協支援ということで556万5,400円、8小学校区に出ているということで、市からは20万円、これ以外に社協からも出ていたと思います。その金額を確認したいと思います。

そして、これは前回もお話ししたんですけども、地区社協でも、8小学校区といたしましても全く規模も違うし、やっていることも本当にその地区社協ごとに違います。そうすると、この支援金というのが一律であることが果たして実態に合っているのかということで、令和5年度に地区社協に聞き取りをするということをおっしゃっていたと思います。その聞き取りの状況がどうだったかということをお伺いしたいと思います。

それから、214ページの子育て広場です。これは令和5年度の実績を伺いたいと思います。コロナのときは、たしかオンラインのことがあったり、あと、コロナの最後のほうは、多分、予約制とかにして人数も絞っていたと思います。そこら辺の関係も含めて伺いたいと思います。

そして、ここで、子育て広場で子育てアドバイザーの方が対応してくださっていると思うんですけども、そういうところで拾った意見をつなぐ役割というんですか、そういったものがあれば、事例を挙げていただければと思います。

それから、子育て広場に関しては、ひたち野地区には、今ゼロ歳児、1歳児のみで、それ以上の大きなお子さんは預かれないというか子育て広場では見られないということで、でも実際、ひたち野地区はお子さんを連れての方が多いので、そこら辺をどう解消していくかというのは課題かと思うんですけども、そこら辺をどう捉えていらっしゃるのかというところを伺いたいと思います。

そして、前回の議会報告会で出た意見なんですけれども、そのときにお子さんを連れての方が1組見えていまして、その方は日曜日も働いていらっしゃるのかな、それで結局、今、子育て広場とかいろんな支援があるんですけども、平日だけじゃないかと思うんです。土曜日はやっているんでしょうけれども、今、日曜日にそうやって子育ての支援をしているところが牛久市ではあるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

以上3件です。

**○池辺委員長** 保健福祉部次長兼社会福祉課長。

**○石塚保健福祉部次長兼社会福祉課長** 「地域におけるネットワークづくりを支援する」、この事業の中のふれあいサロンの部分について回答いたします。

市で委託しているこのネットワークづくりを支援するという事業の中には、各ふれあいサロンのリーダーを対象として、年に1回、ネットワークの構築や情報交換の場としてリーダー研修といたしますか、そういった研修するための費用をこの事業の中に入れております。去年は27のサロンから47名の参加がございまして、10月に茨城県立医療大学の教授による講演会を実施しております。

また、一方で、ふれあいサロンの活動と、それから活動の普及とその活動費の助成については、これは市社協の単独事業ですので、この事業の中には入っておりません。

続きまして、地区社協の補助金についてです。先ほど1地区社協当たり市から20万円、それから、市の社協から1地区に対しまして50万円、合わせて70万円を助成しております。去年の定例会でも答弁させていただいたんですけども、この補助金、助成金の内訳といたしますか、まず社協の50万円は、活動費という位置づけになっております。市からの20万円については事務費、合わせて70万円と。当初、地区社協が設立されてもう10年以上もたって、その金額でいいのかという御指摘の質問もありましたけれども、そのとき答弁させていただいた内容で、今年度、市が作成する地域福祉計画、それから社協が計画する地域福祉活動計画、こちらが改訂の年に当たりますので、その中で、各地区社協の会長を集めた地域支え合い懇談会というものを市社協が主催で8月に開催しました。8地区の各会長をはじめ役員の方からいろんな様々な現在

の課題であるとか状況であるとかというのを聞き取りをしております。現在、そのまとめに入っているところなんです、その中でその助成金についての要望というのものも声として上がっているのは確認しております。具体的にじゃあその部分をどうするのかというのは、これから市社協と市が、会長も含めてですけれども、いろいろ検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○池辺委員長 こども家庭課長。

○長江こども家庭課長 子育て広場についてお答えいたします。

まず、令和5年度の子育て広場の実績なんですけれども、利用延べ児童数として常設広場が3か所あります。3か所合わせた延べ利用児童数は8,612人、3か所出張広場を行っております、その3か所を合わせた利用延べ利用児童数は925人、トータル9,537人のお子さんが利用されています。

コロナ禍につきましては、国や県の外出の自粛要請とかそういった状況に応じて広場を閉館していたりとか、緩和されてきたときには、予約制で御利用していただいたりしていただんですけども、閉館の際には、オンラインを導入しまして、Zoomで御自宅と子育て広場をつないで遊びを御紹介したりとか、一緒に子育てアドバイザーとZoomでつながって遊びをしたりとか、あと、子育て相談というのもZoomや電話で対応しておりました。

令和5年5月、5類になってからは、予約制のときは1回の御利用時間も制限があったんですけども、そういったものをなくしまして、予約なく従来どおり気軽に開館時間は自由に行っていただいて御利用いただけるということで、以前のように自由に行けていいですということで保護者の方からもお声をいただいております。

子育て広場では、子育てアドバイザーが常駐して、保護者の方のいろんな御質問とか相談に対応しております。その中で子育てアドバイザーが現場で対応するのが難しいケースとかそういった場合は、すぐの対応が必要な場合には、すぐにこども家庭課に連絡をしてもらっています。それ以外、毎日、広場の状況とか記録を取った日誌をつけておりますので、月に1回はその記録を提出しておりますので、その中を読み取って、課内でも内容を確認して、必要に応じて課で対応したり関係部署につないだりということを行っております。

例えばなんですけれども、例を挙げますと、子育て広場の中で育児相談を受ける中で、もう少し専門的な相談が必要と判断した場合には、こども家庭課に連絡が入りまして、家庭相談員の個別の相談につないだり、あと、離乳食とかお子さんのお食事に関しての相談を受けた場合に、子育てアドバイザーが保健センターに連絡して栄養相談につないだりということで、子育てアドバイザーが現場で丁寧に保護者の話を聞き取って必要な部署につなぐ対応をしております。

今、ひたち野地区は、リフレと運動公園で出張広場をやっております。年齢をゼロ・1歳に区切っているんですけども、場所とかスペースの問題もありまして、あとは、年齢を区切ることの一つの意味としましては、月齢が近いお子さんが集まりますので、保護者の方が、やはり同じぐらいの年齢のお子さんを持つ方とそこにいらっしゃるので交流を持ちやすいとか、あと、どうしても動きが活発になってくると、大きな子は走り回っているお子さんとかもいらっしゃいます

ので、そういった方と年齢を分けることによって、赤ちゃん連れのお母さんたちが安心して利用できるというメリットがある部分もあります。

あと、日曜日なんですけれども、日曜日に開催している子育て支援は、すみません、公的なものとかの把握はしておりません。子育て広場の例えば回数とか利用できる児童の年齢の拡大には、場所とか職員体制の確保とか様々な課題も多いので、検討が必要だとは思っております。あとは、子育て広場以外にも保育園とか認定こども園で親子で活動できる子育て支援センターの活動などもありますので、子育て広場以外の情報として、こども家庭課で、毎月、子育てカレンダーを発行しているんですけれども、そこに支援センターの情報を載せたりして利用できる活動などを案内して対応しているところです。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

そうすると、ふれあいサロンの活動費というのは社協から出ているので、幾ら出ているかということは、そちらでは把握していないのでしょうか。そこら辺を確認したいと思います。

ふれあいサロンというのはいろんなところで開かれていて、うちでも行政区で開かれているんですけれども、1回に幾らという形で達しが出ていると思います。そこら辺を確認したいと思います。

それから、子育て広場に関しては、この前、つくばが日曜日にも実験的に開設をすると載っていたものですから、そういうふうには今は働き方もいろいろなので、必ずしも日曜日が休みじゃないという親御さんもいらっしゃる中で、つくばがそういう実証実験やっているということで情報があつたもんですから今回お聞きしたものです。そこら辺はどうなんでしょうか。議会報告会に来た方は、やはり切実な思いを持っていらっしゃるみたいなので、そういう日曜日でもやっているとところというのは、少なからず要望があるのかと感じたところです。これは私の話だけで結構です。すみません。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼社会福祉課長。

○石塚保健福祉部次長兼社会福祉課長 ふれあいサロンに対する助成金につきましては、市では詳細に把握してはございません。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○池辺委員長 大丈夫ですか。（「大丈夫です」の声あり）

これで一応2周したんですけれども、あと7問でしたっけ、山本委員。（「3つ」の声あり）あと3つですか。ほかはいらっしゃらない、大丈夫ですか。いいですか。どうでしょう。これは1時間たつので休憩をしようかと思ったんですけれども、続けて大丈夫ですか。（「はい」の声あり）じゃあ続行します。鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、1問だけ質問させていただきます。

決算書の184ページ、0109「緊急通報システムを提供する」ということで、こちらも同じように説明資料21ページに書いてあるとおおり100万円以上の不用額があるということなんです。執行率が前年度53.92%で令和5年度が26.99%、半分になってしまっている

わけですね。こちらは、緊急通報システムも恐らくこれは、市に申請か何かすると思うんですが、理由としては、緊急通報装置を必要とする高齢者が予想を下回ったためと記載してあります。必要とする高齢者はもっといる感じがするんですが、まず、この緊急通報装置というのは、提供される高齢者の条件というのはあるのか。あると思うんですが、その理由、それから内容、そして、こうした執行率が前年度の半分になってしまった、その予想違いの理由についてお聞かせいただければと思います。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 緊急通報装置システムの提供にお答えいたします。

緊急通報装置につきましては、65歳以上の独り暮らしの方で必要な方ということでのうたい方をしているんですけども、今回の理由なんですが、昨年度、申請は、実は大体14件ほどありましたが、取下げですとか、あとは保留という形で、御本人たちで何とかできてしまうという方が結構おられまして、また、かつ新規に設置をするもの、機械器具購入と備品購入をさせていただくんですが、今回は、再利用することもあるって2台分の機械器具購入で済んでいて、実際に設置したのは4台だったんですけども、14申請あった中で4名の方が補助対象になられたということで、実際に保留の件数は9件あって、取下げの方もおられてという形だったので、その申請に相当する方の要件の中には、今回、緊急通報装置自体が稲敷広域消防本部に直接通報が行く装置を電話線から1本機械にかませまして、それで直接の通報が行くということになっているんですが、前提としてNTT回線でなきゃならないというのが要件にありまして、その要件なんかをクリアする、あるいは、今、携帯電話やスマホを持っているので大丈夫だと御家族からも話があったとか、そういう遠方の家族の意見なんかも伺った上で御判断をいただくということになってくるので、最終的には、本当に必要かどうかという御判断の上で申請が継続されるかどうかということで今回のような書き方になってございます。

以上です。

○池辺委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 見込みとしては、14件で見込んでいるということですか。それは毎年14件ぐらいで見込むとか、そういうことなんでしょうか。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 例年、大体15件ぐらいの件数で見込んでいるので、見込みとしては、そこまで悪くはなかったつもりだったんですが、最終的に年度の蓋を開けてみたらそんなに数がおられなかったという結果でございます。

以上です。

○池辺委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど副市長からお話があったとおり、こちらの保健福祉に関するこうした予算については、なかなか予算額を減額したりするというのが非常に難しいものだということは、私もよく理解できます。ただ、やはり決算をしている以上、前年度をしっかりと見て進めない、かなり執行率が低くなっている部分については、簡単に言うと、減額ということも非

常にはばかれることなんですが、全体をよく見直しをしていただいで進めていただくことが、限られた予算を適切に効率的・経済的に執行するということにつながるんじゃないかと思うので、もちろんこれは予算でもしっかりやらなければいけないことなんですが、そちらをよく考えていただければと思います。要望でございます。答弁は必要ありません。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 じゃあ残り3点、お願いいたします。

240ページの0108「うしく健康プラン21を推進する」、この中に健康チャレンジが多分入っていますよね。令和5年度の利用者の実績と内容を伺います。

たしか令和5年度からアプリになったんですか。今まで冊子だったのがアプリになったということで高齢者にとってはどうなのか、その利用状況をお伺いしたいと思います。

そして、この中に禁煙チャレンジの費用が上がっていたと思うんですけども、これが何名分になるのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、224ページ、0105「公立保育園を運営する」というところで、説明の認定資料47ページを見ますと、つつじが丘保育園が90名の定員に対して34名、入園率が37.8%ということで低くなっています。前に公立保育園の再編計画を伺ったときに、つつじが丘保育園は、閉園の予定で進めていくというお話があったと思います。今の状況が、それがどうなっているのか。閉園に向かっては、保護者の方との面談というんですか、そういう説明もあって進めていくというお話もあったかと思うんですが、その辺がどうなっているのか伺いたいと思います。

そして、最後が210ページです。0102の「家庭児童相談を実施する」、家庭相談員、予算では630万円ほどだったんですが、決算が470万円ほどということで、この辺りがどうして変化したのかというところをお伺いしたいと思います。

この事業は子ども家庭総合支援拠点ができたということで、その令和5年度の利用者の状況、できたことで利用者の方たちがどういう反応だったのかというところをお伺いしたいと思います。

以上3点です。

○池辺委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 まず、うしく健康プラン21の健康チャレンジについてですけれども、健康チャレンジは、令和5年度から茨城のアプリと一緒にやるという形になりましたけれども、令和4年度は441名の方が参加されまして148人が達成をしたということで、令和5年度に関しましては1,213名の参加がありまして、そのうちポイント達成の皆さんが287名ということで、令和4年度は33.6%、令和5年度は23.7%と達成率はちょっと下がったんですが、参加者は3倍ということになります。ただ、人数的には、割合は下がっていますが達成者は2倍ということになっております。

こちらは、アプリで参加された方が287名のうち226名で、紙で参加された方が61名ということで、アプリを行うに当たってLINEのアプリの登録をして、そして、実際にそれに自分の情報を入力したり、その使い方が分からない方がいらっしゃるんで、それに関しては、市で

練習会といいますか、その使い方を説明する期間を設けまして、個々にアプリを持って来ていただければ説明しますということでその対応をいたしました。そのときに30名ほどの方が見えただけですけども、使いこなすのがなかなか難しく、断念して紙で対応となった方もいらっしゃる、しばらくはというか、そういう方のためにやはり併用でやるしかないかということで、紙とアプリと両方で今も行っております。

参加者も増えて、このアプリになってよかった点というのは、市独自でイベントということで、市独自のものをそのアプリの中に入れることができまして、それで、市独自のものでポイントを稼げるというのがあって、牛久は、健診もざっくり健診を受けた方は何ポイントということでやっていたんですが、具体的にがん検診、胃とか肺、大腸とか、あと骨検診とか、そういった検診を受けると特典がもらえるとか、あと、健康講座に参加するともらえるとか、1日たばこを吸わないと1ポイントとか、あと、血压とか体重を測ると1ポイントとか、そういうものを独自に入れることができるというのが一ついいのかと。

ただ、県のアプリは、アプリというか、県は、18歳未満の人は参加できないんです。それで、市では、一応小学生以上ということで対象にしているので、小学生とかはアプリとかもできないですし、紙で挑戦していただいています。特に朝食を食べるイベントとかについては、アプリでは管理が難しいので、別シートをつくってそれで対応しています。問題点、市の対応としましては、全部アプリでやればいいんですけども、それが難しいので、紙のものは手で集計しなければいけないので、アプリは県からデータがもらえるのでそれはいいんですけども、そして、全体でデータを管理したいときに、これを合わせ技でやらなきゃいけないというところが大変かなというところはあります。

一応、市と県と両方でやっていますので、500ポイント以上で市の抽せん、令和5年度は年度の途中からやったので、500ポイントで抽せんオーケー、達成するというにしましたんですが、令和6年度からは1,000ポイントということで行っております。両方参加できますので、市と県と1,000ポイントを達成すれば、両方の抽せんが受けられるということになっております。

それで、禁煙チャレンジですけども、令和元年度あたりでは、申請者が16名で交付が6名という形で結構2桁の申請者がいたんですが、このところ少なくて、令和5年度は申請者が8名で達成者が3名、大体半分ぐらいの方が当選はするんですけども、半分ぐらいの方が断念するのかと。申請を受けて、一応先生のほうで確かに達成しましたという証明といいますか紙を書いてもらって、それを持ってきた方にそのかかったお金の半額を補助ということで、1万円が上限ということでやっております。

以上です。

○池辺委員長 保育課長。

○児玉保育課長 それでは、私からは、つつじが丘保育園閉園計画について御説明いたします。

つつじが丘保育園につきましては、令和5年度に閉園の説明会や保護者アンケートを実施したところです。結果的に利用者の希望どおりの調整が整わず、閉園を望まない意見があったため、

一旦保留となっている状況です。

しかしながら、施設の老朽化は目を背けることができない課題ですので、引き続き入園の調整を行いながら早期に閉園に向けての計画を実施すべき課題と捉えております。

なお、保護者につきましては、常時、入園申請時に、お一人お一人に閉園計画がある旨の説明をし、それに納得と承諾をいただけた方を前提として入園をいただいている状況です。前回、令和5年度に行ったアンケート調査の結果を踏まえましても、一度入園した園に卒園するまでいたいという御意見が多くありましたので、なかなか1歳児、2歳児と低年齢時に入園した方については、そういった計画が途中で入ることについては、なかなか難しい問題となっておりますので、なるべく入る前にそういったことがあるという説明をあらかじめした上で調整を整えているところでございます。

以上です。

**○池辺委員長** こども家庭課長。

**○長江こども家庭課長** 「家庭児童相談を実施する」についてお答えいたします。

まず、家庭相談員の勤務体制なんですけれども、家庭相談員は週3の者が1名、週4が1名、週5が1名としているところなんですけれども、現在は週3と週4の相談員が1名ずつ、合わせて2名の体制となっております。

令和5年度の決算額が、予算より報酬が減額しているのは、昨年度、年度途中で週5の家庭相談員が1名退職したことにより、その後、応募もかけたんですけれども、補充ができなかったため減額となっております。

昨年、令和5年6月から保健センター内に子ども家庭総合支援拠点を設置して、利用者の反応なんですけれども、拠点の開設に伴いまして個室の相談室を2か所つくりましたので、相談に来られた方がいつでも安心して相談できる環境を整えております。あと、キッズスペースをつくりましたので、お子さんを連れてお母さんやお父さん、保護者の方が気軽に来ていただいて、相談までいなくても相談員とお話をして気分転換をしていく方もいらっしゃいます。

あと、直通電話を開設しました。今まで電話にすごく抵抗がある方も多かったんです。市役所に電話をすることに抵抗があったり、あと、市役所の代表番号から電話がかかってくるもどこの部署か分からないので、なかなか取るのをためらっちゃったりする方もいたんですけれども、直通電話を引いたことによって、交換の方を通さずとも直で相談員とか顔の見える職員とお話ができることで電話をしやすくなった方とか、あと、直通電話からの番号だと誰かというのが分かるので電話も出やすくなったなどという、電話相談をしやすくなったという効果があります。

あとは、保健センター内に拠点を設置しましたので、従来、今までも健康づくり推進課の母子保健担当者とは連携を行っていたんですけれども、より場所が近くなりまして、すぐに行き来をしながら連携がスムーズになっております。必要に応じて一緒に面談をしたり家庭訪問を行うほか、新たに定期的な連携会議なども行うようになりまして、連携を強化しながら相談業務の質の向上にも努めているところです。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

禁煙なんですけれども、今は妊婦かもしくは妊婦が家にいる方が対象なんですけれども、これだけ人数が減ってきているということは、例えばその対象の人、一般というんですか、妊婦に限らないでやってもいいんじゃないかと思っているんですけども、喫煙する人も随分減ってきているとこの前の実態調査でもなっているので、そういう規模が少なくなっているという中では、今後、その対象者を広げるという考えがないのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

あと、家庭児童相談に関しては、手続もたしかあちらで児童手当なんかの手続、現況届というんですか、そういうものもやっていると思うんですけども、相談自体は、令和5年度は年間どれぐらいの件数があったのか、お伺いしたいと思います。

○池辺委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 禁煙チャレンジの対象者につきましては、委員御指摘のとおり妊娠している方本人、もしくはそういった方が家にいる方とか対象が絞られているんですけども、この対象者拡大につきましては、もう課内でも議論しているところでありますので、来年度予算に向けて検討していきたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 こども家庭課長。

○長江こども家庭課長 家庭児童相談室での相談対応の延べ件数になります。令和5年度、相談対応延べ件数4,891件、実人数は630人です。こちら延べには、関係機関とのいろんな連携とかそういった件数も入っておりますので、相談対応延べ件数となっております。

以上です。

○池辺委員長 大丈夫ですか。（「はい」の声あり）

皆さん大丈夫ですね。失礼しました。ごめんなさい。健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 1点だけ訂正をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○池辺委員長 お願いいたします。

○野口健康づくり推進課長 山本委員の質問の中で、市内の事業所で産後ケアをどのぐらいのパークセンタージュで網羅しているのかというところで、つくばセントラル病院が2割弱ということだったんですが、市内の2か所合わせてということでしたので、ひたち野西のA t e L uが大体6割くらいということ、つくばセントラルが2割弱ということ、もう一つ大きいところで、つくば市のなないろレディースクリニックということが2割弱となっておりますので、市内で7割強くらいです。ただ、A t e L uは2部屋、1日2人までしか、助産院で大きいところじゃないので予約を取るのが大変といいますか、調整が大変なところではあります。

ということで以上です。

○池辺委員長 以上をもって保健福祉部所管についての質疑を終結いたします。

本日はこれで延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時15分延会